

第5章

都市機能誘導区域と誘導施設

第5章 都市機能誘導区域と誘導施設

1. 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

(1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

この都市機能誘導区域を定め、将来に向けて都市機能の誘導を図る区域と誘導施設を明示することにより、持続可能な都市経営に向け、将来的な都市機能の統廃合やインフラ整備の計画立案など方向性を明確にすることができます。

また、周辺から徒歩や自転車、公共交通によるアクセスが良好で、利便性の高い拠点区域に日常生活サービスを維持することで、郊外部を含めた区域内外の市民の暮らしやすさを確保することにもつながります。

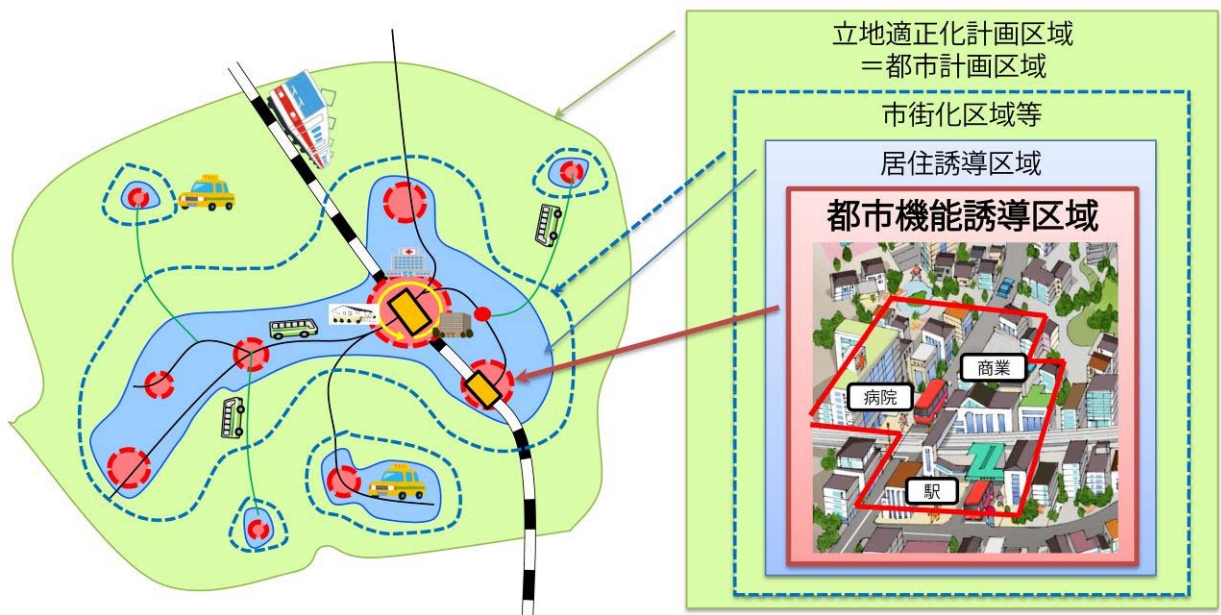
都市計画運用指針では、都市機能誘導区域として定めることが考えられる区域として、次の条件が示されています。

■都市機能誘導区域として定めることが考えられる区域

- ア) 鉄道駅に近い業務・商業などの都市機能が集積する区域
- イ) 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市の拠点にふさわしい区域
- ウ) 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車で施設間を容易に移動できる範囲の区域

また、都市機能誘導区域は、市町村の主要な中心部のみではなく、生活拠点など、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて定めるものとも示されています。都市機能誘導区域内においても、機能の集積については均一ではなく“濃淡”が発生することから、必要に応じて地区計画制度などを活用し、まちづくりを図ることが必要としています。

■都市機能誘導区域のイメージ図



〔出典：都市再生特別措置法について（平成27年6月、国土交通省）〕

(2) 上野原市における都市機能誘導区域設定の考え方

本市においては次のような視点を考慮し、既に行政サービス機能や商業機能等の都市レベルの主要機能が集積する上野原中心市街地、及び本市の玄関口として多様な機能誘導を推進している上野原駅周辺を、圏域内の日常生活として、さらには圏域を越えた市内全域の中核的な役割を担う区域として位置づけます。

また、日常生活圏レベルとして人口密度が集中し、一定程度の都市機能が充実する巖地区四方津のコモアしおつ地区内に集積している商業施設周辺を、住宅市街地としての居住人口の維持と、生活サービス機能を高める都市機能の立地誘導を担う区域として位置づけます。

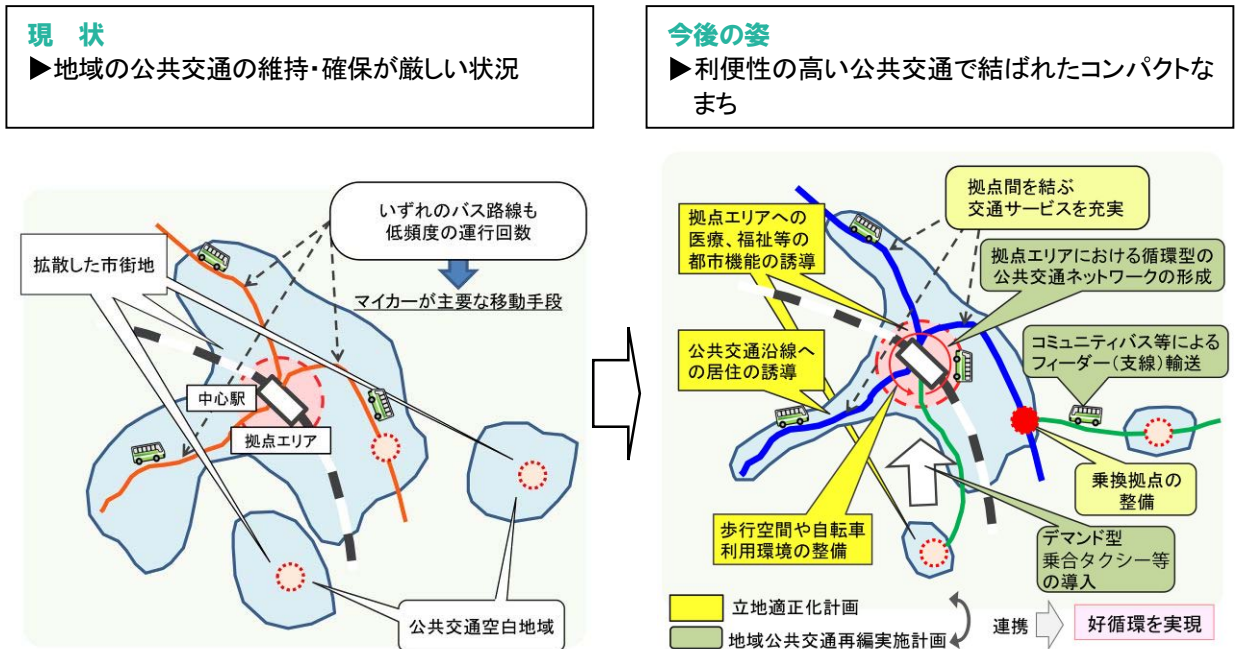
区域設定に際しては、今後とも都市全体の魅力の向上と活力の維持に向けて、地域特性に応じた都市機能の維持・集積とともに、機能の相互補完やネットワークにより連携していくことが重要です。

そのため、中心市街地においては都市機能の維持・集約化と併せ、既存ストックの有効活用により中核的な機能を備えていくための施策事業を展開し、ネットワークの核としての機能強化に努めていきます。その他の区域においては、既存の生活サービス機能の維持と適切な機能誘導とともに、適正な機能分担を検討し、コンパクト・プラス・ネットワークの構築に取り組んでいきます。

■都市機能誘導区域設定において上野原市が考慮するエリア

- 既存インフラ・ストックの有効活用を図るエリア
- 開発のポテンシャルが高いエリア
- 交通結節機能と地域公共交通ネットワークの連続性を考慮したエリア
- 関連事業の状況から、効率的な機能誘導が可能なエリア(シビックゾーン(上野原市総合福祉センター周辺)、上野原市バリアフリー基本構想の重点整備地区(上野原駅周辺、四方津駅周辺)など)
- 住民の多様な生活サービスのニーズに応える商業・業務施設、医療施設等の誘導を可能とするエリア

■立地適正化計画における地域公共交通施策の連携イメージ



〔出典:立地適正化計画作成の手引き(平成30年4月、国土交通省)〕

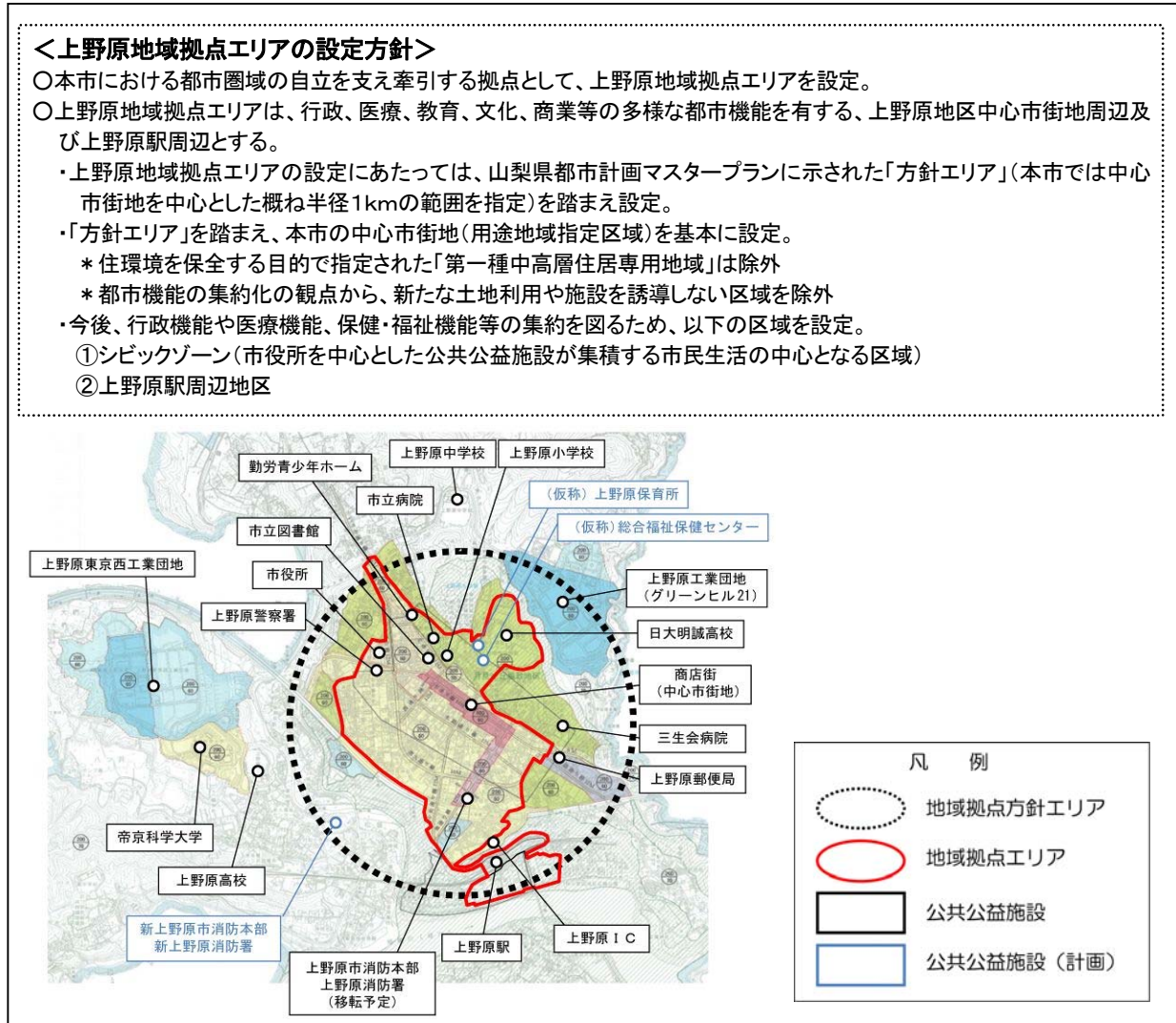
2. 都市機能誘導区域の設定

(1) 上位計画における位置づけ

都市機能誘導区域は、将来的に人口密度が保たれると想定される居住誘導区域内に設けるとされており、居住誘導区域内に生活サービス施設が誘導されることにより、当該施設の持続可能な経営や、効率的なサービスの提供の実現が見込まれるとされています。

上野原市都市計画マスタープランでは、次に示すような設定方針に基づき、都市圏域の自立を支え牽引する拠点として上野原地域拠点エリアを設定しています。

■上野原地域拠点エリアと設定方針(上野原市都市計画マスタープランにおける位置づけ)



〔出典：上野原市都市計画マスタープラン(平成26年10月)〕

これらを踏まえ、都市機能誘導区域の検討は、上野原市都市計画マスタープランに位置づけられた地域拠点エリアを基本として、前述の区域設定の考え方に基いて行います。

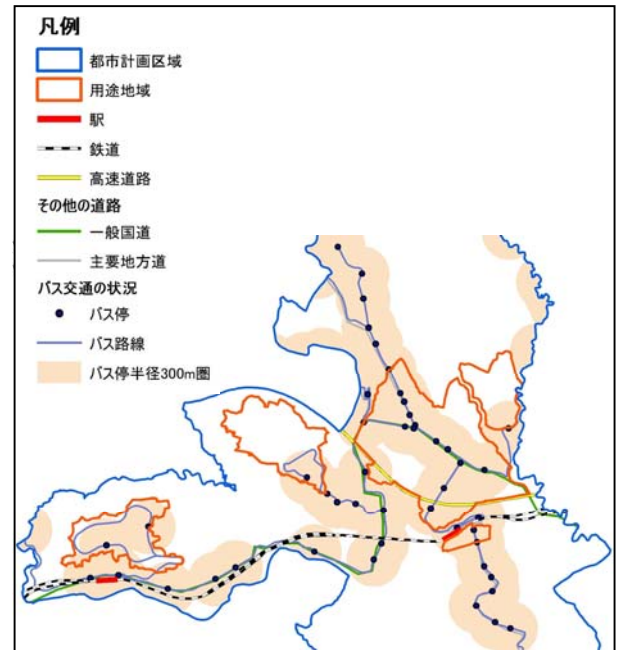
一方、中心市街地と上野原駅周辺、大規模住宅団地であるコモアしおつと四方津駅周辺はそれぞれ一体的な生活圏域ととらえられていますが、段丘上にある市街地と交通結節点である駅は地形構造的に分断されており、本計画が目標とする公共交通ネットワークを構築する上では、その連続性や一体性に充分考慮した区域設定を行う必要があります。

そのため、区域設定にあたっては、将来的な都市全体の活力の向上に向けた都市機能の維持・集積と、各拠点間の相互補完機能の強化に向けた公共交通等の道路交通体系の構築、関連事業と連携した効率的な機能誘導等を重視し、詳細な区域設定を検討していきます。

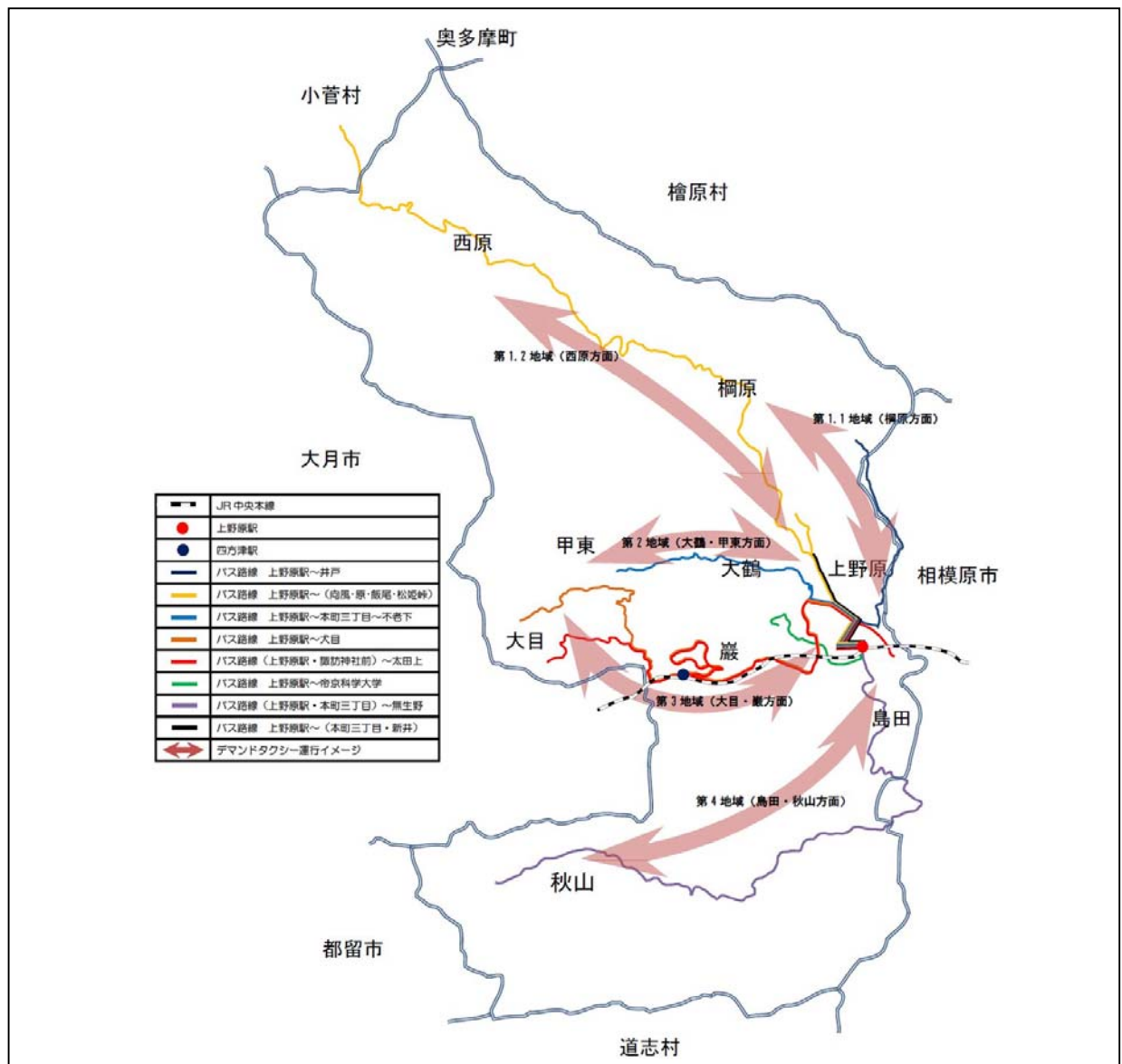
■市街地周辺の鉄道駅利用圏域



■市街地周辺のバス路線と徒歩利用圏域



■市内公共交通の状況



[出典:上野原市地域公共交通網形成計画(平成30年3月、上野原市)]

(2) 都市機能誘導区域の設定方針

上野原市の市街地は既にコンパクトに集約されているものの、既成市街地と交通拠点が地形的に分断されています。そのため、徒歩や自転車で移動可能な圏域で全てのニーズを満たす機能を充足することは困難と思われます。そのため、路線バスやデマンドタクシー等の「公共交通＋徒歩」を前提として、都市機能誘導区域を設定することが現実的です。

このことから、各拠点及び施設を結ぶ公共交通体系の確立を図り、特に、四方津駅周辺については、今後、区域を“滲み出し”て、都市機能誘導区域を補完するネットワークの構築を検討していきます。

■都市機能誘導区域設定の手順

STEP1

- 原則として居住誘導区域内であり、拠点の役割を考慮

STEP2

- 上位計画及び関連計画における位置づけ等を考慮

- 山梨県都市計画区域マスタープランー上野原都市計画区域マスタープランー(平成 23 年3月)
- 上野原市都市計画マスタープラン(平成 26 年 10 月)ー上野原地域拠点エリアー など
- 上野原駅周辺整備基本計画(平成 23 年3月)
- 上野原市地域公共交通網形成計画(平成 30 年3月)
- 上野原市バリアフリー基本構想(平成 27 年3月)ー重点整備地区ー など

STEP3

- 上野原市において都市機能を誘導すべきエリアの検討

- 拠点機能を考慮(集約ネットワーク型都市を先導する地域拠点、地域拠点と連携・補完しあう地域生活圏の核となる地区拠点)
- 日常生活サービス施設(公共施設、福祉施設、医療施設、商業施設など)が立地・集積し、さらなる都市機能の集積や機能維持を図っていく区域
- 公共交通ネットワークの形成に寄与する区域、交通結節点として機能強化が必要な区域
- 公共交通利用の連続性と「公共交通＋徒歩」による円滑な移動、回遊性確保が可能な区域(駅利用圏域 800m圏内またはバス停利用圏域 300m圏内、デマンドタクシー活用)
- コモアしおつ地区については、今後、顕著な高齢化に対応し、駅を含む生活圏・利用圏域の一体性を検討



- その他、地域の実状など

- 市街化状況及び基盤整備の状況、土地利用などを考慮
- 道路や町丁目界などの地形地物による区域設定
- 災害ハザードエリアにおける災害リスクを総合的に判断し、防災対策の強化に充分留意する

STEP4

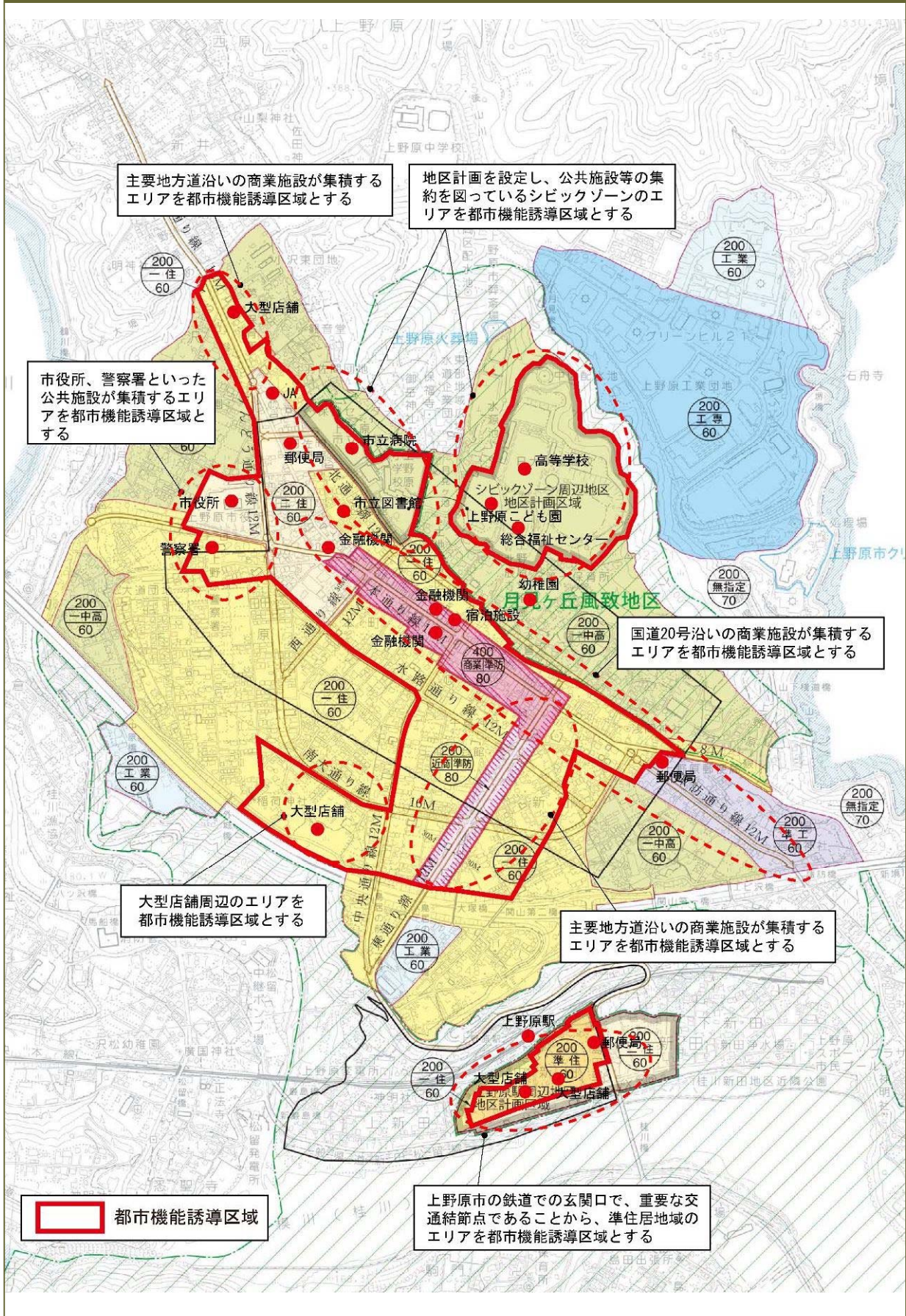
都市機能誘導区域の設定:

- 上野原中心拠点地区都市機能誘導区域
- コモアしおつ地区都市機能誘導区域

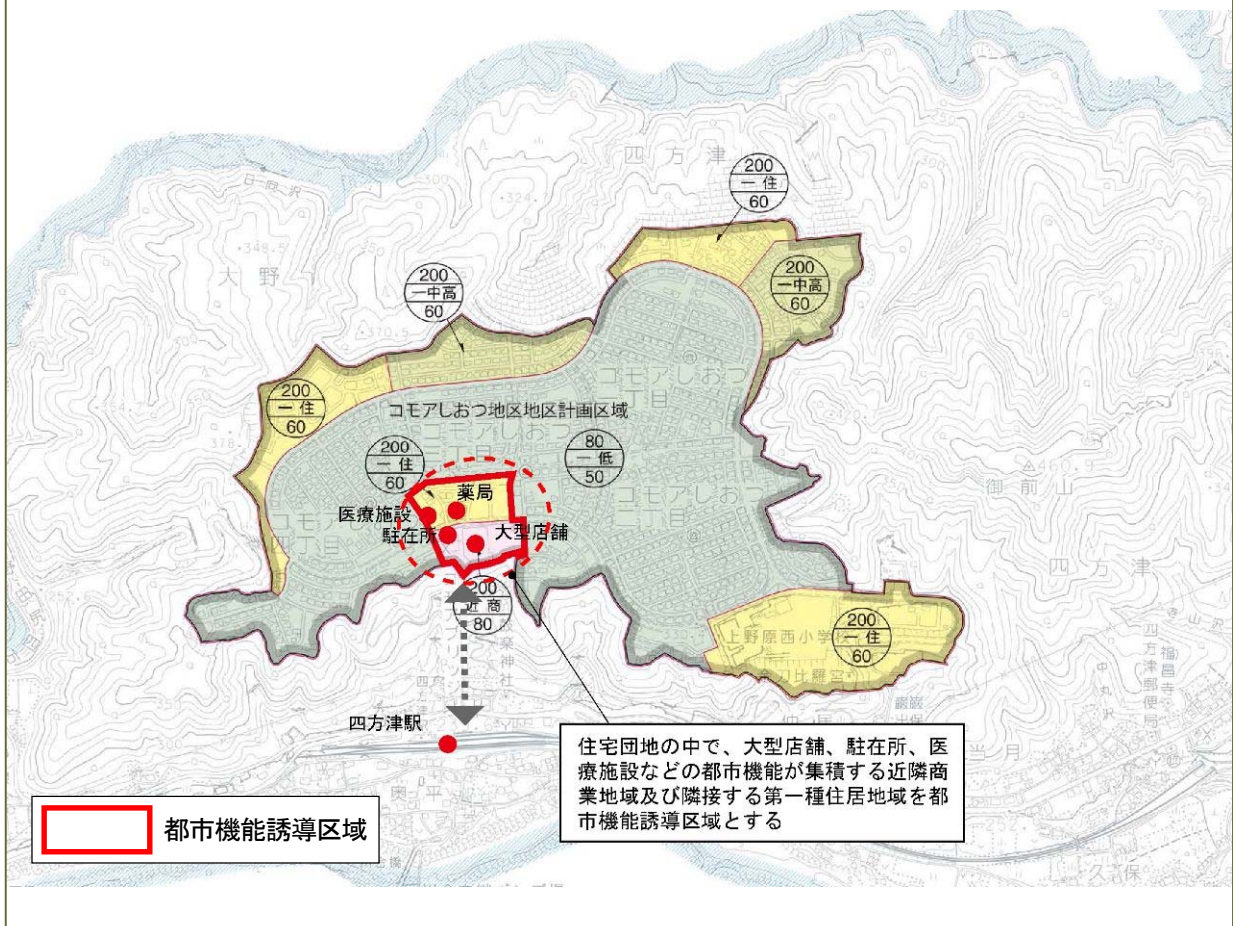
(3) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域設定の考え方と設定方針に基づき、次の2区域を設定します。

■上野原中心拠点地区都市機能誘導区域



■ コモアしおつ地区都市機能誘導区域



■ 都市機能誘導区域設定の位置づけ

上野原中心拠点地区都市機能誘導区域

〈上野原中心市街地〉

○市全体の居住利便性を高める先導的な役割を果たす区域であり、既存ストックを活用し、本市の中心市街地として、中核的な都市機能の維持・誘導を図る区域として設定します。

〈上野原駅周辺〉

○都市基盤整備と併せ、中心市街地と連続的に移動利便性を高める公共交通の結節機能を強化し、都市の玄関口にふさわしい、賑わい・交流機能の集積と居住利便性の向上を図る区域として設定します。

コモアしおつ地区都市機能誘導区域

○良好な住宅市街地環境を維持する区域であり、中心市街地との連携・機能分担により、高齢者福祉機能をはじめ、必要不可欠な生活サービス機能の集積・誘導を図る区域として設定します。

3. 都市機能誘導施設設定の基本的な考え方

(1) 都市機能誘導施設の基本的な考え方

都市機能誘導施設は、都市計画運用指針に「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設」と位置づけられ、当該区域及び都市全体における施設の充足状況や配置などを勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

また、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、該当施設として定めることが考えられる施設として、次の施設を示しています。

■都市機能誘導施設として定めることが考えられる施設

ア) 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
イ) 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
ウ) 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
エ) 行政サービスの窓口機能を有する市役所・支所等の行政施設 など

立地適正化計画作成の手引きでは、都市機能誘導施設は次のように示されており、一般的には、中心拠点（本市の地域拠点）に配置すべき都市レベルの施設として、本庁舎や総合福祉センター、子育て総合支援センター、商業の集積、病院などがあげられています。また、地域・生活拠点（本市の地区拠点）の生活圏レベルの施設としては、支所、保育所、スーパー、診療所などがあげられています。

■拠点の位置づけと都市機能との関係

都市機能	中心拠点	地域拠点／生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能	■ 日常的な診療を受けることができる機能
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能

〔資料：立地適正化計画作成の手引き(平成 29 年4月、国土交通省)〕

(2) 上野原市における都市機能誘導施設設定の考え方

本市の都市機能誘導施設は、まちづくり方針に掲げた「交流人口の拡大によるふるさと生活圏の創造」や「拠点相互の連携・効果の発揮」、「既存ストックの有効活用と多世代が共生し住み続けることのできる居住環境の形成」を目指した施設とし、基本的な考え方を踏まえつつ、次のような視点を考慮し、上野原らしい居住向上につながる都市機能の誘導を図るものとします。

また、全国的にも地方自治体の行財政状況は、今後さらに厳しくなることが想定されるなか、公共施設にはより一層の充実が望まれるとともに、インフラ資産については維持管理・更新費用の合理的な圧縮が求められています。都市機能誘導に際しては、常にこの視点を考慮し、将来を見通した適正な行財政運営を行う必要性から、既存インフラ・ストックを最大限に有効活用し、合理的かつ効果的な都市機能施設の立地誘導に努めていきます。

併せて、誘導施設の整備については、将来的にも持続可能な都市経営に向け、公共性が極めて高いものを除き、柔軟な対応が可能な民間事業者と連携を図った立地誘導策を検討していきます。

■都市機能誘導施設設定において上野原市が考慮する視点

●各都市機能誘導区域の特性に応じた施設設定

各都市機能誘導区域の特徴や強み・弱みが異なることや、生活利便施設の充足状況が異なるため、それぞれの区域の実情に応じて、維持・確保する誘導施設を設定する。

●既存ストックの有効活用

現在立地している施設を誘導施設に設定し、現在の立地状況を維持しつつ、各機能のサービス水準を保つよう努める。また、誘導施設に該当する既存施設の建替え更新に際しては、立地の改善（都市機能誘導区域内のより利便性の高い立地への移転など）や機能の追加、複合化、既存建築物の用途変更など、可能性を幅広く考慮し、有効活用に努める。

●暮らしやすさの向上に寄与する新規施設の立地誘導

新規施設の整備にあたっては、既存施設との機能統合など統廃合の可能性について検討する。また、他の誘導施設で該当する都市機能の機能分担の可能性を検討する。

■上野原市の都市機能誘導区域に求められる都市機能の整理

求められる環境と必要とされる都市機能

【共通して求められる都市機能と施設誘導の方向性】

- 各区域ともに高齢化の進行から、高齢者福祉機能の確保が不可欠
- 人口定着と人口流入を促す子育て支援機能の充実
- 最低限の行政サービス機能の確保

●上野原中心拠点地区都市機能誘導区域

<上野原中心市街地>

- ・計画の先導的役割を果たす中核的な都市機能の維持、集約立地する既存都市機能の効果的な活用
- ・中心市街地の賑わい機能、地域交流を増進する施設誘導と交流環境の創出(国道20号沿道等)

<上野原駅周辺>

- ・駅周辺の基盤整備を契機とし、新たな人口定着に向けた計画的な複合市街地の環境整備
- ・都市の玄関口として、駅利用の利便性を高める効果的な賑わい・交流機能の誘導

●コモアしおつ地区都市機能誘導区域

- ・現在の良好な住宅市街地環境の維持、多世代交流を可能とする都市機能の確保
- ・顕著な高齢化を見すえた高齢者福祉機能など必要不可欠な生活サービス機能の誘導、中心市街地との機能分担と連携

注) * 上野原中心拠点地区は、既存市街地と新たな市街地整備を推進する上野原駅周辺とに分けて整理しています。

4. 都市機能誘導施設の設定

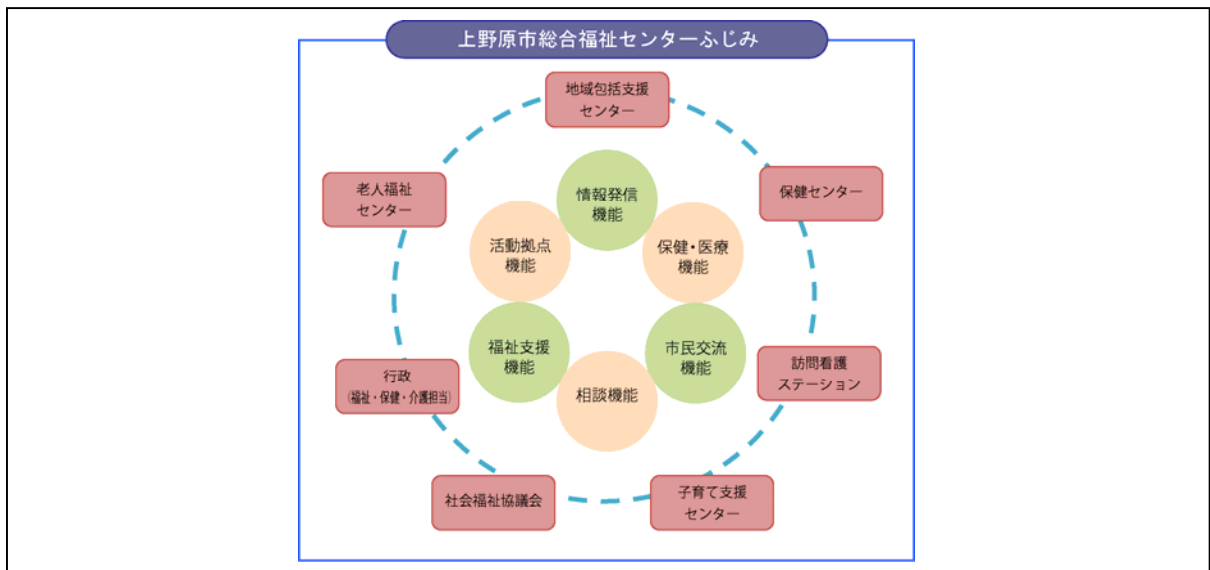
(1) 関連計画における位置づけ

都市機能誘導施設の設定にあたっては、本市の関連計画における誘導施設に関わる位置づけや取り組みを踏まえ、検討します。

□保健福祉の総合拠点の整備(上野原市総合福祉センターふじみ、上野原こども園)

市役所や市立病院、小学校、高等学校など公共施設が集約されたシビックゾーン内では、保健福祉の拠点となる「上野原市総合福祉センターふじみ」の整備と併せ、「上野原こども園」の整備を推進するなど、都市機能の充実に取り組んでいます。

■総合福祉センターの基本的機能の構成

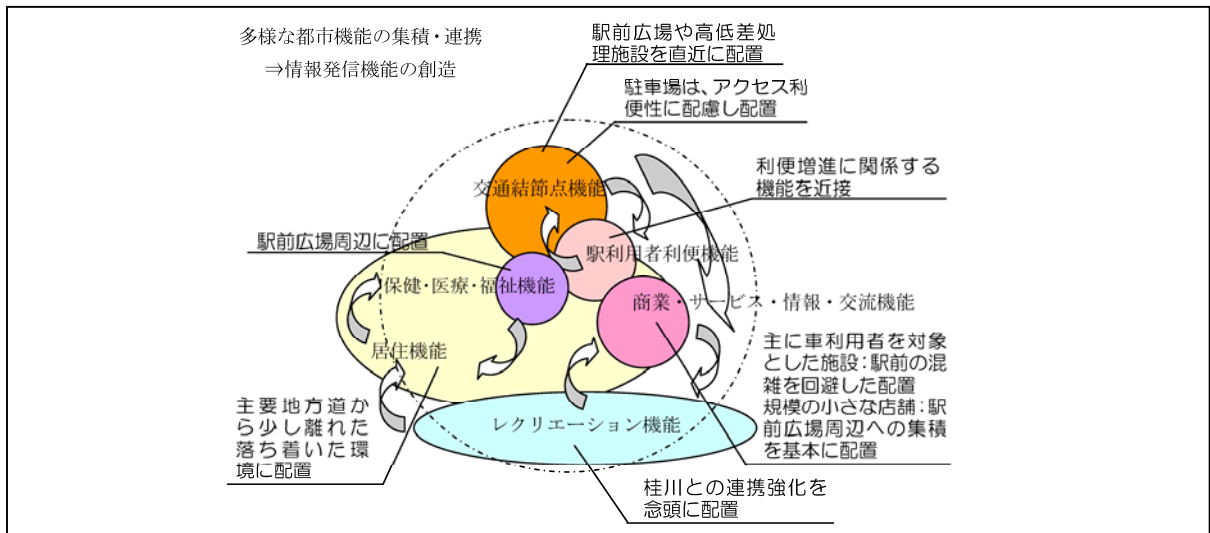


〔出典：上野原市総合福祉保健センター基本構想(平成 26 年3月、上野原市)〕

□上野原駅周辺における複合市街地の形成

上野原駅周辺では、平成 30 年4月1日に南口駅前広場が供用開始となり、広場内に地域活性化施設(「ふらっと上野原」)が整備されたところ。 「上野原駅周辺整備基本計画」のアクションプラン「駅前広場整備と併せた複合市街地の形成」では、「駅を中心としたコンパクトな機能集積と連携を基本とした多様な都市機能の導入」として、次のような機能配置の考え方が示されています。

■導入機能関連・配置図

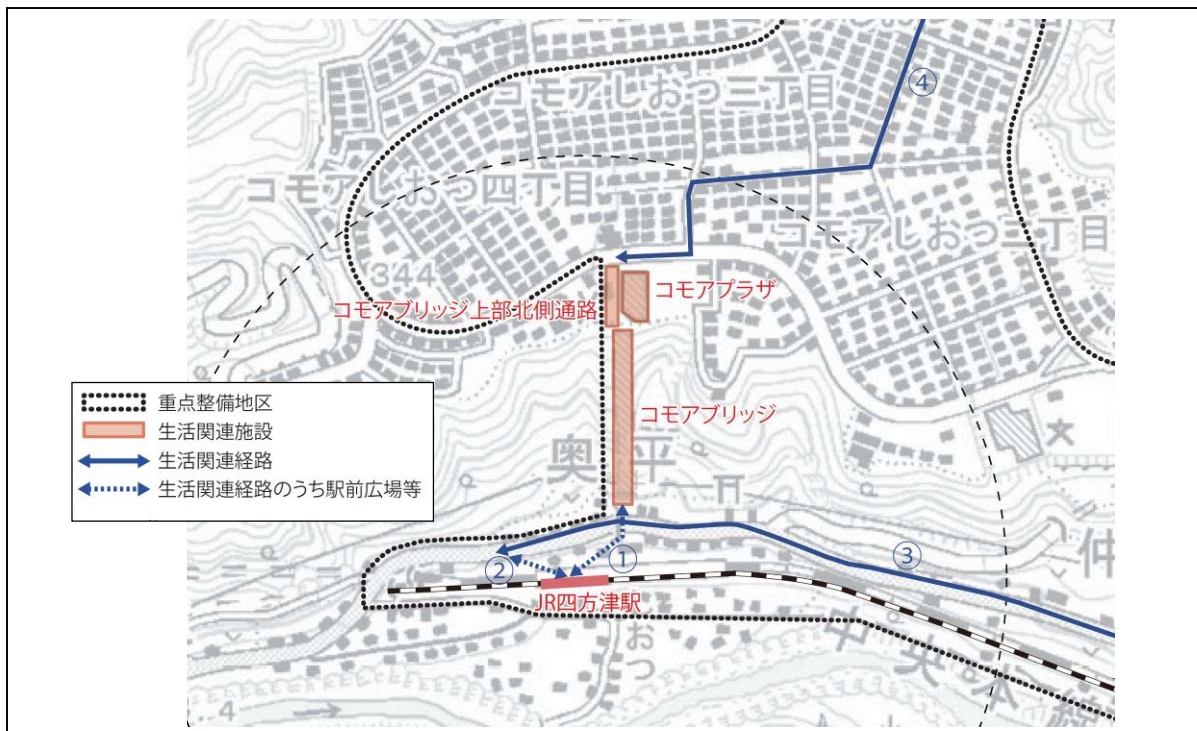


〔出典：上野原駅周辺整備基本計画(平成 23 年3月、上野原市)〕

□四方津駅周辺におけるバリアフリー整備生活関連施設の設定

本市は、上野原駅周辺地区及び四方津駅周辺地区を、「上野原市バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区に設定しています。上野原駅周辺は、基盤整備と併せたバリアフリー整備を推進しており、四方津駅周辺については、駅の概ね 500m 徒歩圏内において次のような生活関連施設や生活関連経路等を設定し、バリアフリー法に基づく移動等円滑化に向けた取り組みを検討しています。

■四方津駅周辺地区重点整備地区(駅から概ね 500m 圏内)

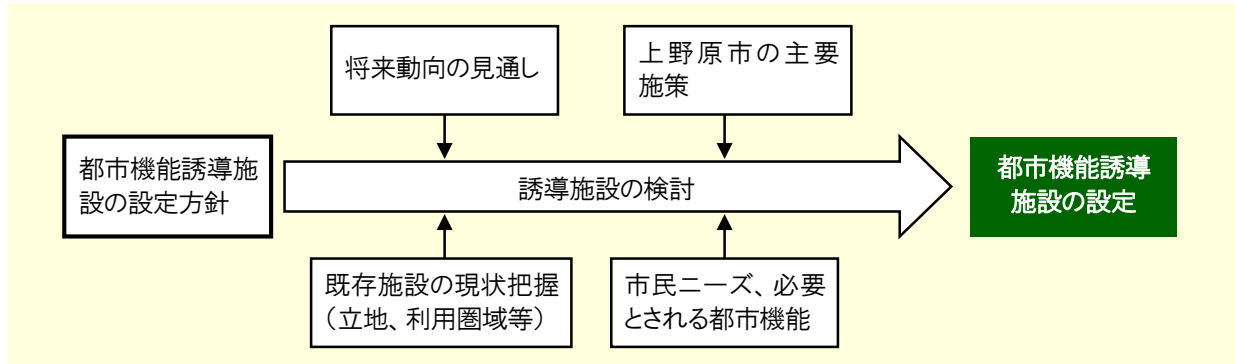


[出典: 上野原市バリアフリー基本構想(平成 27 年3月、上野原市)]

(2) 都市機能誘導施設の設定方針

都市機能誘導施設は、各区域における機能誘導の必要性や現在の施設の充足状況等を踏まえ、次に示す設定手順を踏まえ検討を行います。なお、市域や誘導区域を超えて連携を図る施設については、その特性を考慮しながら誘導施設の設定を検討します。

■都市機能誘導施設の設定手順



都市機能誘導施設の基本的な考え方を踏まえ、本市においては、行政施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育文化施設、医療施設、商業施設の6種を、利便性の高い市街地形成に必要な都市機能誘導施設として設定します。併せて、次の施設を、各誘導区域において都市機能の種類ごとに1施設以上立地することを目標とします。

一方、それぞれに誘導施設を設定するものの、限られたエリア内においてこれらの誘導機能の網羅的な確保は困難が想定されるため、機能の複合化や区域連携による機能分担の可能性も視野に入れ、誘導を図っていきます。

具体的な誘導施設の維持・確保については、現在の施設の立地状況を踏まえ、誘導施設の条件に合致する施設が立地している場合は「誘導施設（維持）」に位置づけ、将来的に機能を誘導・強化する必要がある場合は「誘導施設（誘導・強化）」を位置づけます。また、誘導施設（維持）の機能喪失や撤退が確認された際は、誘導施設の見直しを検討します。

■都市機能誘導の対象となる施設と選定内容

○行政施設

⇒中核的な行政機能や行政窓口サービスの向上を図る市民に必要不可欠な施設の誘導

○社会福祉施設

⇒急速な高齢化による需要の増加に対応し、高齢者を中心とした健康増進や市民の日常生活をサポートする一定のニーズに応える福祉施設の誘導

○子育て支援施設

⇒少子化による人口減少に対応し、子育てに必要なサービス機能と併せ、多世代が共生するまちなか居住の促進や子育て世帯、若年層の居住促進につながる支援施設の誘導

○教育文化施設等

⇒交流人口の拡大に寄与し、市民のみならず来訪者との交流促進や、地域の活性化拠点として文化・交流等のコミュニティ活動を支える施設の誘導

○医療施設

⇒若年層から高齢者まで多くの世代の健康な暮らしに必要な不可欠な施設であることから、現在の立地の維持と継続的な施設の充実・誘導を図る(市内は産婦人科がないことから、小児科医院も含めた立地誘導が必要)

○商業施設

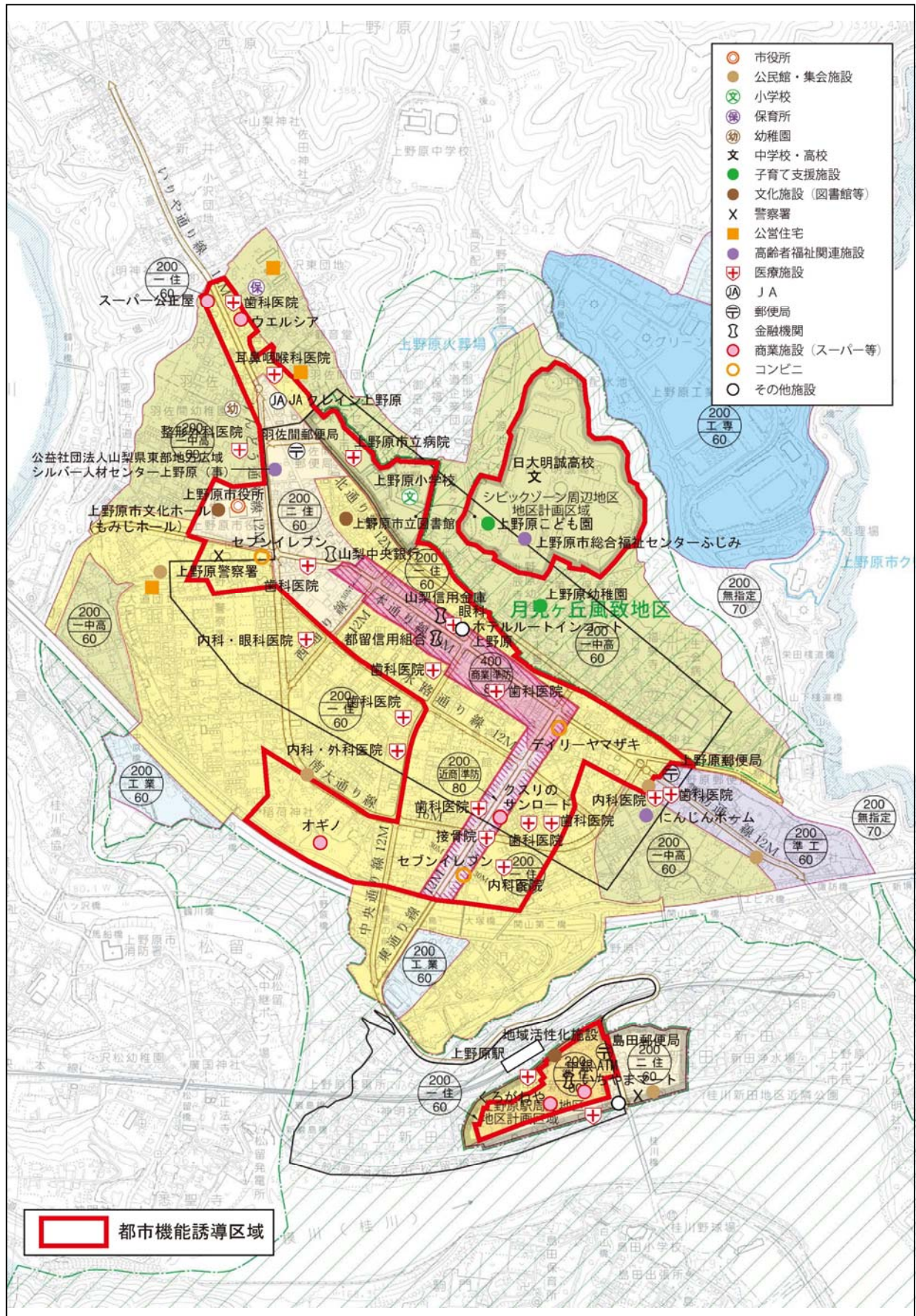
⇒まちなか居住を促進するとともに、賑わいの創出と生活利便性の向上など、日常生活に必要な不可欠な施設であり、現在の立地の維持と多様なニーズを想定した適切な施設の誘導

注) * 金融施設については、一部機能（ATM）は公共施設や商業施設、医療施設等にも設置されていることから、誘導施設には含めないこととします。

(3) 都市機能誘導施設の設定

各都市機能誘導区域における誘導施設を次のように設定します。なお、今後の施設立地状況や法改正、社会情勢の変化等により、内容は適宜見直しを行うこととします。

■上野原中心拠点地区都市機能誘導区域における既存施設の立地状況



■上野原中心拠点地区都市機能誘導区域における都市機能誘導施設

【上野原中心市街地】

○:ほぼ充足 △:不十分 ×:不足

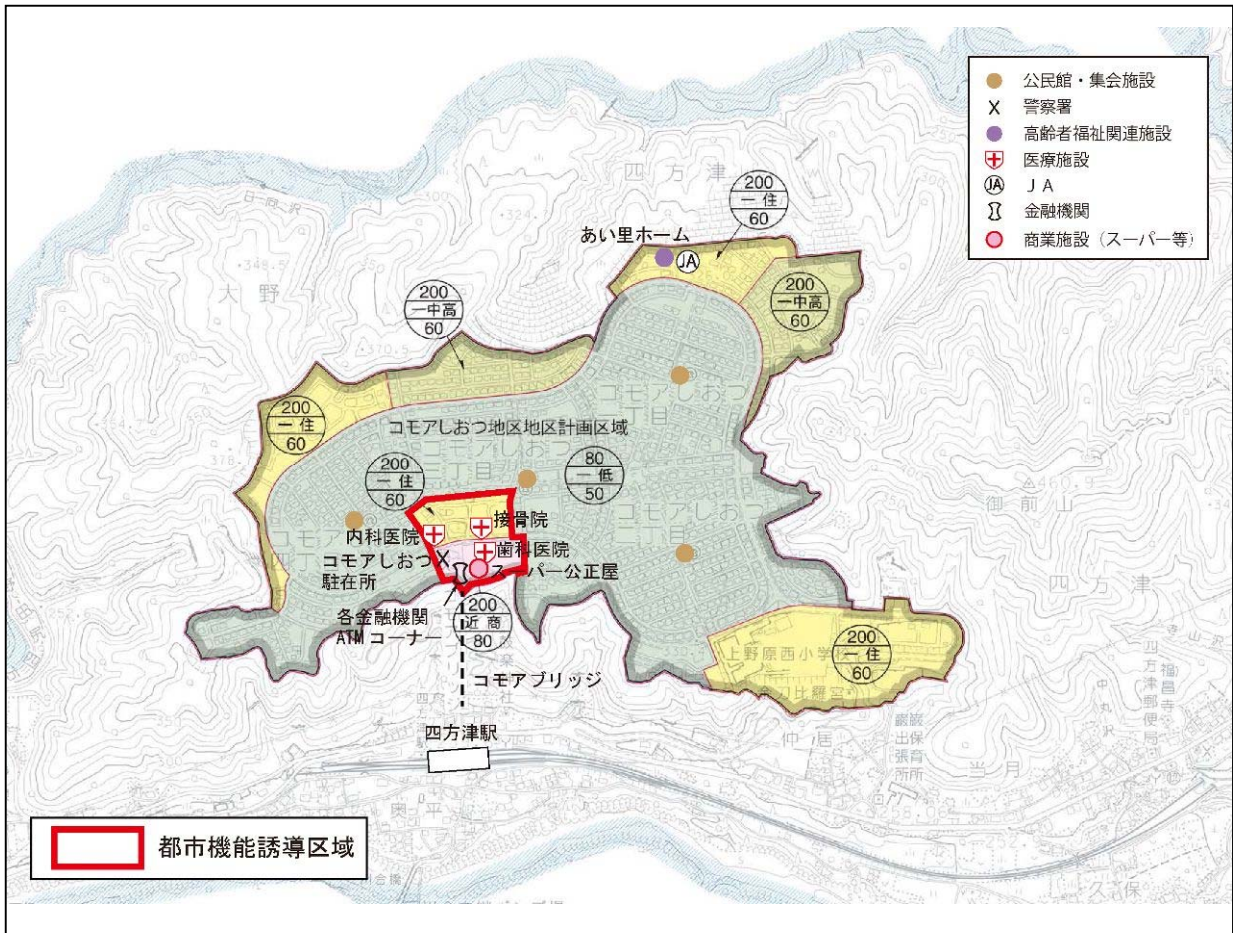
区分	都市機能誘導施設(維持)		都市機能誘導施設(誘導・強化)
行政施設	市役所庁舎 公民館、集会施設	○	・庁舎施設の老朽化に応じた改修・機能強化
社会福祉施設	総合福祉センターふじみ(地域包括支援センター、老人福祉センター、社会福祉協議会、保健センターの各機能)	○	・特別介護老人ホームのニーズへの対応検討
子育て支援施設	総合福祉センターふじみ(保健センター) こども園(子育て支援センター)	○	・子育て世帯の定住促進、将来的な居住誘導に向けた児童館、幼稚園、保育所等の子育て支援施設の誘導 ・身近な公園の整備
教育文化施設等	文化ホール、図書館 上野原小学校、日大明誠高校 勤労青少年ホーム、シルバー人材センター上野原	○	・文化ホールの老朽化に応じた改修・機能強化
医療施設	市立病院 一般個人病院(クリニック、歯科、耳鼻咽喉科、眼科、接骨院)	○	・健康・妊娠・出産・育児を支援する産婦人科医療機能の確保
商業施設	スーパーマーケット コンビニエンスストア JA ビジネスホテル、金融機関	○	・利便性の向上に資する食料・日用品等の小売り店舗からなる既存商店街の機能強化 ・空き店舗・空き家等を有効活用した、賑わい・多世代交流を促進する複合型商業施設の誘導、雇用につながる事業系施設の誘導 ・空地・未利用地を活用した駐車場整備
その他施設	警察署、郵便局	—	・居住誘導に向けた既存公営住宅の利活用促進、公営住宅の建て替えにあわせた集約配置

【上野原駅周辺】

区分	都市機能誘導施設(維持)		都市機能誘導施設(誘導・強化)
行政施設	※集会施設が近接	△	・行政窓口サービス機能、公民館機能の充実・強化
社会福祉施設	—	×	・交通拠点の立地を活かした、高齢者の日常生活をサポートする高齢者福祉サービスの誘導
子育て支援施設	—	△	・子育て世帯の居住誘導、定住促進に向け、交通拠点の立地を活かす認定こども園等の子育て支援施設、子育て支援機能の誘導
教育文化施設等	地域活性化施設	△	・交流人口増加に向けた身近な観光・交流施設(文化交流、情報発信等)の誘導
医療施設	※歯科等の一般個人病院が近接	△	・駅利用者、居住者の利便性と安心確保に向けた内科・外科、小児科を含む診療所の誘導
商業施設	スーパーマーケット	○	・駅利用の利便性を高めるコンビニエンスストア、食料・日用品等の小売店舗の誘導 ・賑わい・交流を高める小規模専門店・飲食施設の誘導
その他施設	郵便局 ※駐在所が近接	—	—

注) *上野原中心拠点地区は、既成市街地と新たな市街地整備を推進する上野原駅周辺を分けて設定しています。

■コモアしおつ地区都市機能誘導区域における既存施設の立地状況



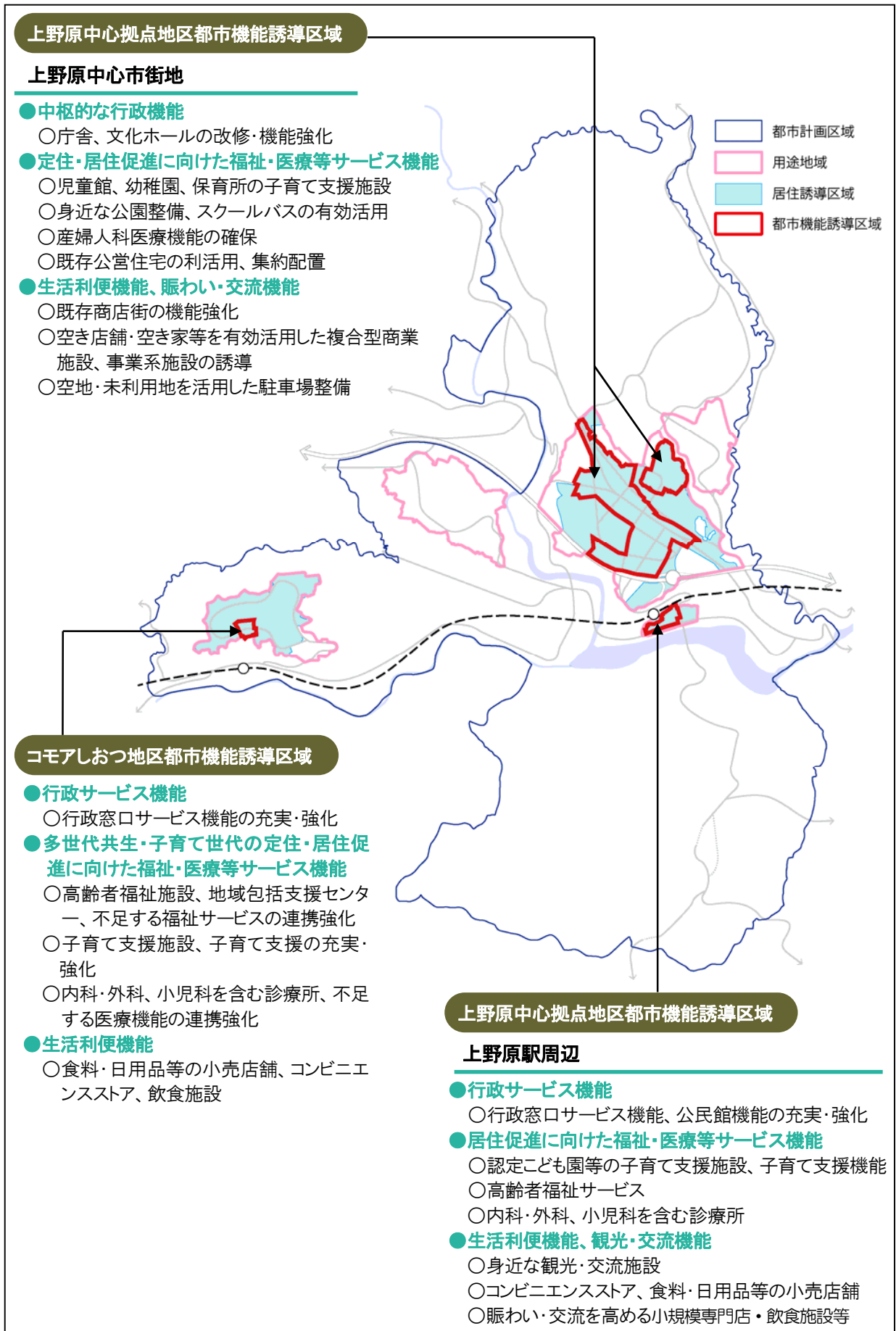
■コモアしおつ地区都市機能誘導区域における都市機能誘導施設

○: ほぼ充足 △: 不十分 ×: 不足

区分	都市機能誘導施設(維持)	都市機能誘導施設(誘導・強化)
行政施設	※集会施設が近接	△ ・行政窓口サービス機能の充実・強化
社会福祉施設	—	△ ・高齢者の健康増進と健康寿命の向上を図る高齢者福祉施設、地域包括支援センターの誘導、不足する福祉サービス機能の中心拠点地区との連携強化
子育て支援施設	—	△ ・多世代共生や子育て世代の定住と居住促進に向けた、子育て支援施設、子育て支援機能の充実・強化
教育文化施設等	—	△ ・地域交流、多世代交流を促進する文化交流施設の誘導
医療施設	一般個人病院(クリニック、歯科、接骨院)	△ ・高齢者増と定住人口維持に対応する居住者の安心確保に向けた内科、外科、小児科を含む診療所の誘導、不足する医療機能の中心拠点地区との連携強化
商業施設	スーパーマーケット 金融機関ATM	○ ・居住者の利便性向上と賑わい・多世代交流を促進する食料・日用品等の小売店舗、コンビニエンスストア、飲食施設の誘導
その他施設	駐在所	—

各都市機能誘導区域の「都市機能誘導施設（誘導・強化）」の設定をまとめたものを次に示します。

■都市機能誘導施設の設定(まとめ)



注) *上野原中心拠点地区は、既成市街地と新たな市街地整備を推進する上野原駅周辺を分けて設定しています。

5. 都市機能誘導に向けた届出制度

本計画に基づき、都市機能誘導区域外の区域において誘導施設の整備を行おうとする場合には、都市再生特別措置法に基づき次のような届出が必要となります。

(1) 事前届出の概要

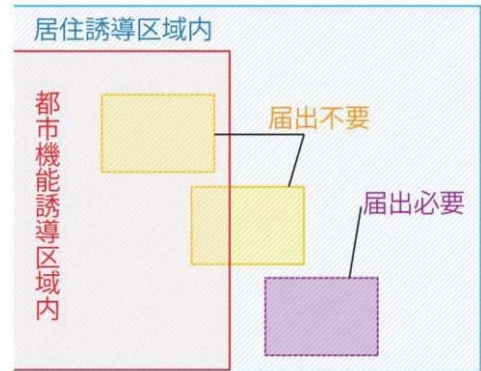
都市機能誘導区域外において、誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第1項)

また、一体的な建築行為または開発行為が行われる土地であって、都市機能誘導区域と居住誘導区域を含む場合は、都市機能誘導区域内に含めるので、届出は必要ありません。

なお、この届出は、誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為の動きを把握し、調整するためのもので、対象となる行為を規制するものではありません。

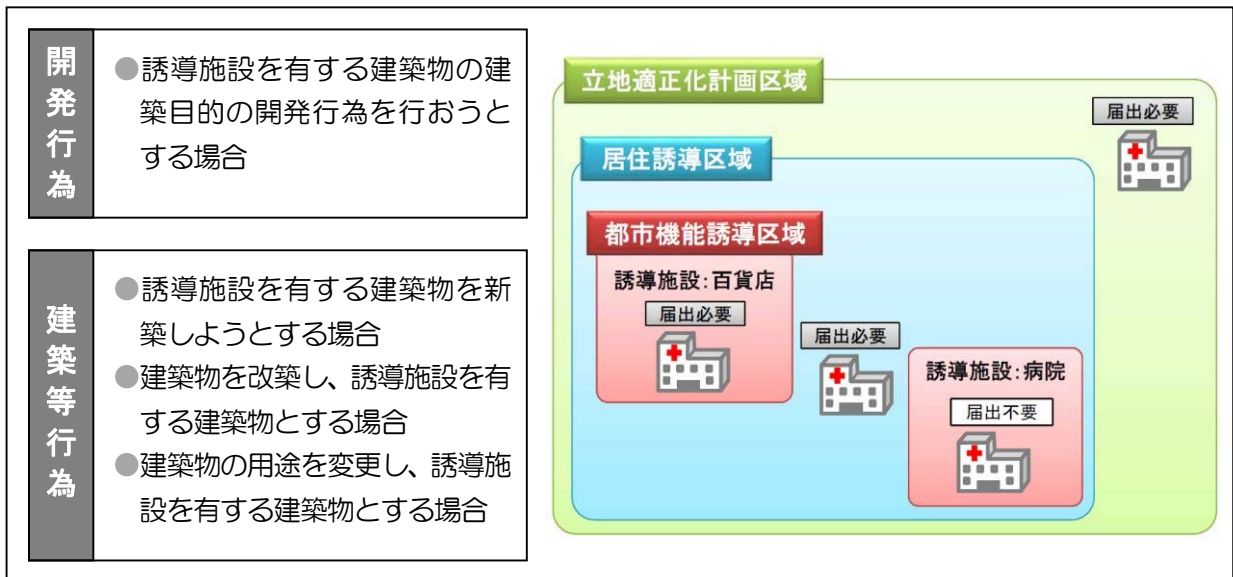
届出に対する市の対応としては、当該行為が何らかの支障をきたすと判断した場合は、開発行為等自体の中止、開発行為等の規模の縮小、都市機能誘導区域内の公共用地や未利用地での開発行為等などの実施について調整し、調整が不調に終わった場合には、届出者に対して、開発規模の縮小や都市機能誘導区域内への立地等について勧告を行います。なお、勧告を行う必要がある場合には、都市機能誘導区域内の公共用地や土地の取得について市が斡旋を行うよう努めなければならないとされています(都市再生特別措置法第108条第4項)。

■都市機能誘導区域における届出対象



(2) 届出の対象となる行為

■都市機能誘導施設の届出のイメージ



[出典: 立地適正化計画作成の手引き(平成28年4月、国土交通省)]

(3) 対象施設

都市機能誘導区域外において、下表に示す誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為、建築物の新築を行う場合には、市長への届出が必要となります。

■届出対象となる施設

誘導施設	定義
通所・居住型介護施設	老人福祉法第5条の2に規定する事業を行う施設
保育園、認定こども園、幼稚園	児童福祉法第39条、同条の2、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から同7項に定める施設のうち、民間が設置するもの
商業施設	大規模小売店舗立地法の第2条、第3条第1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設(店舗面積1,000㎡超の施設)
病院、診療所	医療法第1条の5第1項に定める病院、医療法第1条の5第2項に定める診療所
金融機関	銀行法第2条第2項の業務を行う施設、信用金庫法第4条の免許を受けて事業を行う施設、中小企業等協同組合法第9条の8の業務を行う施設、農業協同組合法第10条第1項第2号、第3号の業務を行う施設、日本郵便株式会社法第2条第2項の業務を行う施設
大学、専門学校	学校教育法第83条に定める大学、同第115条、第124条に定める高等専門学校、専修学校
集会施設	不特定多数の者が利用するもので、集会や会議、展示会などを行う施設のうち、複数の会議室のほか300㎡以上のホールを有する施設

(4) 提出書類

届出にあたっては、下表に示す書類等の提出が必要となります。

■提出書類

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為に関する届出書 ○添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・現況図（当該地及び周辺の公共施設を表示する図面） ・設計図 ・その他参考となる図書等 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築等行為に関する届出書 ○添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の位置図 ・建築物等の平面図、立面図 ・その他参考となる図書等



・国道 20 号沿道の中心商店街

第6章

居住誘導及び都市機能誘導に向けた主要施策

第6章 居住誘導及び都市機能誘導に向けた主要施策

1. ネットワーク型都市構造の構築

立地適正化計画の基本的な考え方は「コンパクト・プラス・ネットワーク」です。上野原市は、ある程度コンパクトな市街地構造となっていますが、今後、居住の緩やかなコンパクト化や都市機能の集約を推進していく際には、まちづくりの方針に基づく次の視点に留意した主要施策に取り組み、その効果が全市的に波及し、好循環するネットワーク型都市構造の構築を目指します。

■市街地内道路網の再編・整備と、安全な移動空間を確保した生活圏の形成

- 集約型都市構造の構築においては、その基盤となる市街地内道路網の整序に向け、必要性の高い幹線道路の整備推進と都市計画道路の見直し・再編を図る。
- 「まちの拠点（賑わい拠点・暮らしの拠点）」となるエリア周辺においては、国道20号を始めとした幹線道路の安全な歩行空間の整備により、歩いて暮らせる生活圏を形成する。
- 市街地内居住の防災性の向上と、安全な移動空間の確保に向けた狭あい道路の改善に取り組む。

■公共交通体系の再編・強化、円滑な移動ネットワークの再構築

- 「公共交通＋徒歩」を前提に、駅から半径800m圏域、路線バス停留所から300m圏域を徒歩圏域とし、駅を中心とした交通拠点と居住地、都市施設を徒歩圏域で連続的に結ぶ循環バスの導入により、区域全域の面的で回遊性ある公共交通ネットワークの再構築を図る。
- 公共交通への大きな転換を見据え、循環バスと生活交通である路線バス、デマンドタクシーの役割分担と相互補完による連携を強化し、誘導区域及び周辺地域の円滑な移動ネットワーク化を図る。

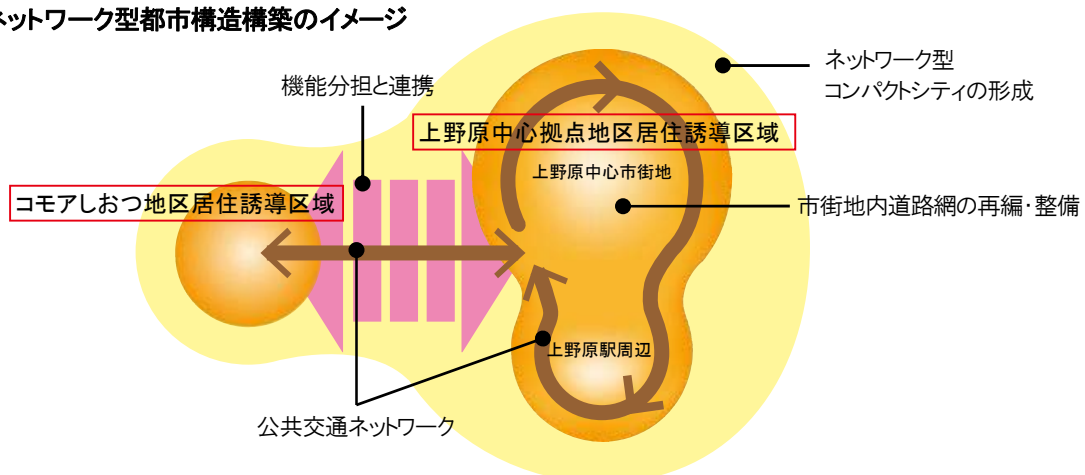
■2つの誘導区域が連携するネットワーク型コンパクトシティの形成

- 既に一定の都市機能が集約されている上野原中心市街地と新たな市街地整備が進む上野原駅周辺、今後顕著な高齢化が懸念されるコモアしおつ地区の各々の地域特性を重視し、関連部署との連携により、必要不可欠な都市機能と適切な機能分担の相互補完により“ネットワーク型コンパクトシティ”の形成を図る。また、この効果により、全市的な活力のベースアップを図っていく。

■既存ストックや資源の好循環を促す、都市の魅力・ブランディングの再構築

- これまで培った既存ストックや資源の効果的な活用と「あるものを活かす」投資効果を前提とし、国道20号沿道の活性化や、未利用地や空き家、空き店舗等を有効活用した定住・居住、賑わい・交流を促す機能誘導に取り組み、その効果が好循環する都市の魅力・ブランディングの再構築を図る。

■ネットワーク型都市構造構築のイメージ



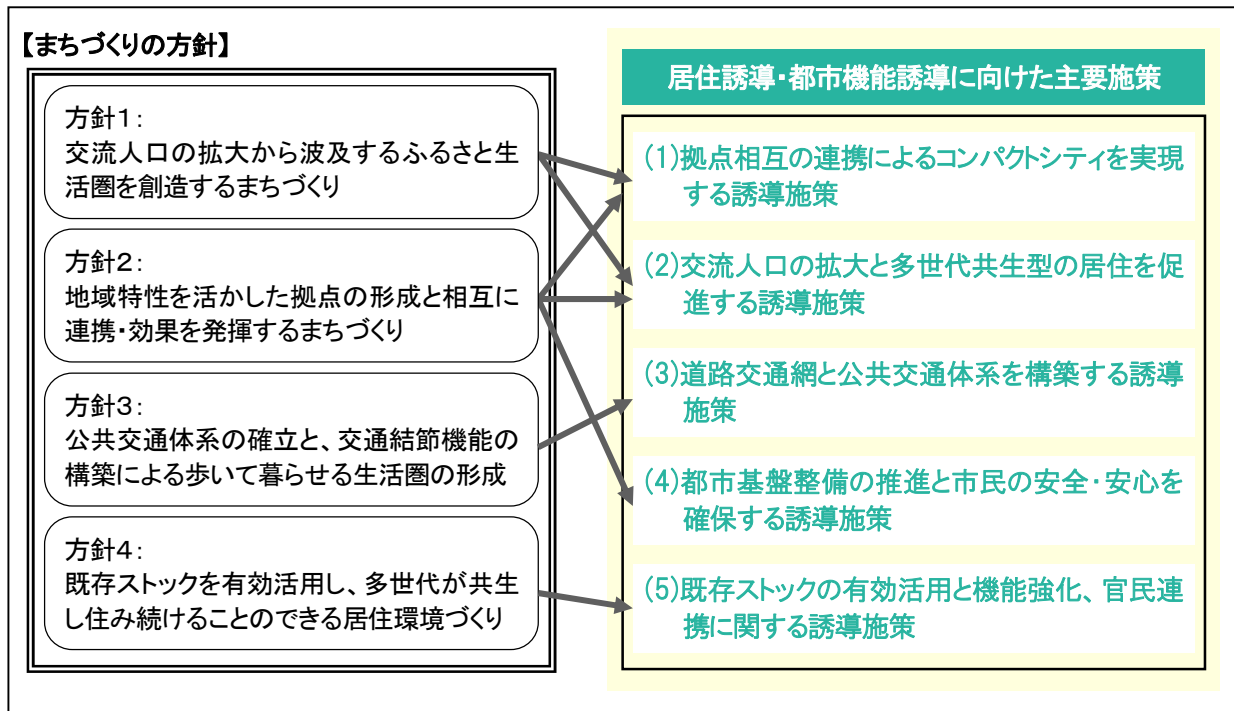
2. 主要な誘導施策

■居住誘導、都市機能誘導施策の基本的な考え方

本市は、首都圏への近接性や広域的な交通結節点の立地や、豊かな自然、固有の文化を併せ持つ地域特性をセールスポイントとして最大限に活用し、近年、地域社会の衰退が懸念されつつある中で、多様なライフスタイルに応える適切な都市機能の誘導により、その効果を地域経済の活性化や居住環境の向上に波及させ、自然環境と共生したゆとりある暮らしを誰もが享受することのできるふるさと生活圏を構築することを目指しています。

そのため、本計画の推進に向けては、公共交通や住宅、福祉、子育てなど、関連する部署との連携による多様な取り組みが必要であり、この考え方を基本として、次のような施策を展開していきます。

■居住誘導・都市機能誘導に向けた主要施策



(1) 拠点相互の連携によるコンパクトシティを実現する誘導施策

●拠点機能の充実・強化と相互連携による集約型地域構造の構築

- ・地域拠点（中心拠点）は、本市の発展を牽引する行政・商業・医療・居住等の利便性の高い高次都市機能の集積と、交流人口の拡大や、まちの魅力を高める先導的な役割を果たす都市機能の立地・誘導を促進する施策を推進します。
- ・市役所を中心とした医療、教育、福祉機能が集約したシビックゾーンは、本市の中核拠点としての機能強化を図るとともに、周辺の公共関連施設の集約化を進めます。
- ・地区拠点は、地域の特色や資源を活かしつつ、既存インフラを活用し、日常生活に関連の深い福祉・教育・窓口サービスを集約した効率的な都市機能の維持・確保に努め、必要不可欠あるいは不足する機能の適切な分担と相互連携を図り、集約的な地域構造への転換に取り組みます。
- ・また、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用し、身近な生活利便施設の拠点への適切な誘導を図り、周辺からの容易なアクセスを可能とする交通体系の構築と、日常生活を支えるサービス機能へアクセスしやすい環境整備を推進します。

(2) 交流人口の拡大と多世代共生型の居住を促進する誘導施策

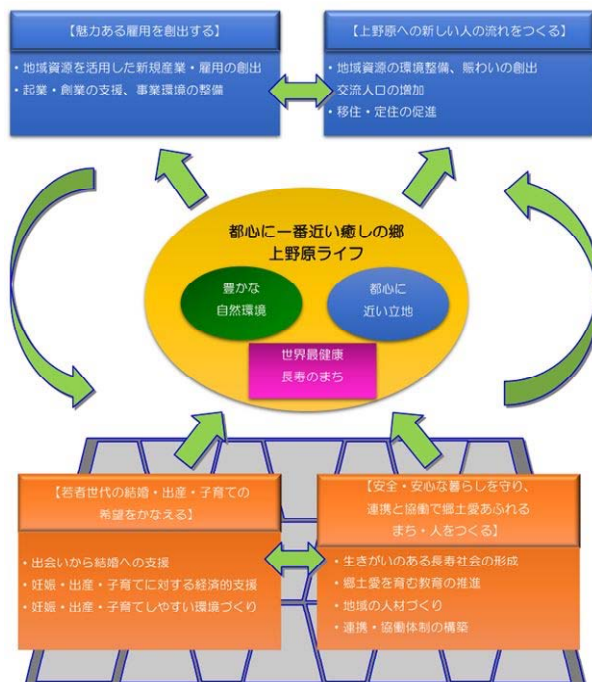
● 中心市街地の活力の向上によるまちなか居住の促進

- 利便性・快適性の増進による良好な住環境の形成を図るため、ソフト・ハード両面からの取り組みを進め、まちなかへの緩やかな居住誘導を図ります。
- 本市の中心市街地は、国道20号沿道を骨格軸として発展を遂げてきましたが、近年、衰退が懸念されています。中心市街地の空洞化・活力低下を防ぐことから、国道20号沿道の活性化をはじめ、空き家や空き店舗等を有効活用し、商店街の業種・業態の再生と拡大を図る複合型商業施設や駐車場整備、サテライトオフィスや起業支援のチャレンジショップへの活用、芸術家の活動の場としての活用など、商店街活動のプランである「トータルプラン作成支援事業」の取り組みや産業振興施策と連携し、まちなかの賑わい再興に取り組みます。
- また、ファミリー対象の外食産業や若者・子育て世代をターゲットとした店舗の誘致に努めるなど、既存商店街と共存し、地域コミュニティ活性化に寄与する新たな賑わいの核の創出を検討します。
- まちなか居住を促進する上では、生活利便性を高める商業機能の充実と併せて、人が集うコミュニティ機能が求められます。そのため、多様な機能をマッチングした滞留拠点となる「まちの駅」等の交流拠点整備を検討し、市域内外の交流の創出に向けたまちなか再生に努めます。

● 新たな人の流れの創出

- 都市の玄関口となる上野原駅周辺は、交流スペースや機能を備えた新たな賑わい・活気を創出する魅力ある駅周辺まちづくりを進めます。また、駅周辺整備を契機とし、地域活性化施設の活用や公共交通のアクセス利便性の向上により、駅からまちなかへ人の流れを創る施策に取り組みます。
- 交流人口の玄関口ともなる（仮称）談合坂スマートインターチェンジ整備を促進し、交通・情報ネットワークの連携を強化し、居住誘導に結びつく取り組みを検討します。
- 「上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携し、観光・体験事業や公共交通事業の強化による交流人口の増進、都市圏等からの移住・定住促進事業、就職・居住コンシェルジュ事業をはじめ、定住・交流人口拡大に向けた情報発信・イベント開催、民間事業者と連携した都市プランニングの構築や魅力の発信など、「都心に近い田舎」の特色を活かした誘導施策を推進します。
- 総合福祉センターふじみ等を核とした医療・介護・福祉関連企業の立地誘導と雇用の創出を図るなど、企業立地促進事業や起業・創業への支援、事業環境の整備に積極的に取り組みます。
- また、若年層人口の流入促進に向けた、新たな働き方のスタイルに対応した雇用創出を検討します。

■ 上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みイメージ



【出典：上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(平成28年3月、上野原市)】

●空き家など低未利用地の有効活用

- 中心市街地は空き家が集中していますが、使用可能な空き家も多く、今後は、空き家調査の充実による空き家の実態や所有者意向を把握し、空き家バンクへの登録促進や空き家を活用した「お試し住宅」の実施、“住まいと仕事”をリンクさせた情報発信や、不動産事業者等の民間と連携した空き家の流通促進など、流通システムの構築やこれらの有効活用を図ります。
- 地域住民の生活環境に影響を及ぼす管理されない老朽化の著しい空き家は、不良住宅の除去等による解消や空き家バンクリフォーム補助事業等を活用し、適切な対応と居住環境の向上に努めます。

●公営住宅の有効活用と良質な住宅供給

- 「上野原市公営住宅長寿命化計画」と連携し、老朽化が進行する公営住宅の建替えの際には、居住誘導区域や利便性の高い場所への立地誘導、集約化やライフサイクルコストの削減に取り組むとともに、地域ニーズや多様なライフスタイルに応じた有効活用を検討します。
- 居住誘導区域は、地区計画や風致地区の指定等により良好な住環境が維持されています。この住環境への居住を誘導するため、移住者住宅取得等補助事業等の市の移住・定住施策や空き家バンク等を推進するとともに、低未利用地化した公的不動産については、民間事業者との連携により、そのノウハウと資本を活かした良質な住宅の供給や中古住宅の利活用の促進など、住宅市場の活性化に向けた取り組みを検討します。
- また、菜園付住宅や貸し農園と併せた住宅供給など、民間事業者との連携と農地バンク等の活用による、身近に農にふれあい親しむ良質な住宅供給を検討します。

●保健福祉拠点と健康・医療・福祉機能の強化

- 市民の多様なニーズにあわせた医療・保健・介護・福祉サービス機能をワンストップで提供し、本市の保健福祉の拠点となる総合福祉センターふじみの機能充実と広域連携を強化し、福祉施策の充実による定住人口の増加に取り組めます。また、総合福祉センターふじみを核として、多様なサービス提供主体との連携を強化し、それぞれのエリアで不足する機能の適切な分担による利用者の安心確保や、地域のニーズに即した健康・医療・社会福祉に関する施設の立地誘導に努めます。
- 帝京科学大学や上野原工業団地、上野原東京西工業団地等の立地を活かし、健康づくり活動や子育て支援活動など、健康福祉増進機能に関わる様々な活動を支援し、都市活力の増進と社会福祉機能の充実・強化に努めます。

●若年層人口の定住・流入促進に向けた都市機能の充実

- 近年、独り暮らしやシェアハウス、また二世帯での近居（市内近住）など、若年層の住まい方は多様化しています。また、地域では、少子高齢化による地域力の衰退、協働の受け皿の喪失が懸念されています。昨今の多様化するライフスタイルを想定し、様々な住まいのあり方の検討と整備に取り組む、若年層の定住・流入促進に積極的に取り組めます。
- 仕事と子育て両立の支援に向けては、子育て支援施設の立地が重要であり、若年層世代の流入促進に向けては、そのライフスタイルに適した立地と都市機能を誘導することが重要です。子育て支援は、小・中学校、保育所や幼稚園、家庭での保育を支える一時保育や学童保育所、子育て支援センターなど直接的な機能のほか、小児科があることによる安心感、図書館等の文化施設やスポーツ施設等の充実による間接的な機能も効果的であると考えられます。これらは、質の高い生活をおくる要素でもあり、移住・定住関連施策との調整を図り、市内外から多くの若年層人口を呼び込めるような魅力ある居住空間の創出を目指します。

●大学との連携による若者の定住促進

- 市内に帝京科学大学が立地していますが、八王子市等の市外の賃貸住宅に居住する学生が見られません。帝京科学大学に通学する学生に対して、大学を通して学生向けの賃貸住宅やシェアハウスの情報提供を行うとともに、家賃補助の実施を検討し、学生の市内への居住の誘導を図ります。
- 企業、行政、大学の3者が連携を図る中で、情報提供や研修会等の実施により学生の市内企業への就職を促進します。

●子育て支援に関する都市機能の充実

- 子育て世代の転出抑制・転入促進に対応した住宅・宅地供給とともに、上野原こども園・巖こども園内の子育て支援センターを中心とした子育て支援拠点機能の確立と連携を図り、母子保健事業や子育てを支援・促進する取り組みを推進します。
- また、就労世代（生産年齢人口）の定住促進によりバランスのとれた年齢構成の居住を促進することも重要であり、子育て世代が働きながら子育てしやすいまちを目指し、就学児の遊び場や身近な公園の整備など、各種組織と連携・調整を図り、子育て支援策の推進や子育てしやすい環境整備に取り組みます。
- 一方、子育ての経済的負担を軽減する18歳までの子ども医療費助成事業等の活用、小児救急医療情報の提供等、小児医療体制の充実に努めるとともに、総合福祉センターふじみや広域医療と連携し、安全、安心に出産ができる体制を整えます。

●高齢者健康増進機能の強化、高齢者の居住環境の充実

- 今後の超高齢社会に対応し、医療福祉に係る費用縮減も含めて、高齢者の健康寿命を維持し健やかな生活を送れるよう、総合福祉センターふじみを拠点とした、都市レベルの高齢者利用の健康増進機能を強化します。特に、コモアしおつ地区については、公共交通の充実や総合福祉センターふじみとの連携強化、民間事業者との連携を考慮し、不足する福祉サービスの機能強化に努めます。
- また、高齢者健康増進機能の拡充とともに、高齢者が「健康増進や介護予防のためにどこかの施設に出かける」のではなく、日常生活の中で「出かけやすい」場所に「出かけたくなる」機能があり、「そこに出かける」行為そのものが健康増進につながることを望まれています。そのため、生活支援体制整備事業による環境整備や、高齢者の見守り支援事業の推進、「上野原市地域ケア会議」による高齢者福祉の検討や「地域づくり市民向けフォーラム」による周知など、医療、介護、福祉サービスの提供体制を整え、今後の高齢人口の増加に対応し、高齢者が自立した生活をおくれるよう健康寿命延伸に向けた機能の充実を図ります。

●交流人口の拡大、居住誘導に向けた自治会活動や市民活動への支援の充実

- 地域コミュニティの中核を担う既存の自治会活動や市民活動組織等については、活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、多世代共生型の交流拡大、地域課題の解決や地域活性化に向けた市民活動支援事業等の充実などを図り、居住誘導に向けて時流に柔軟に対応した共助社会の構築と地域力の向上に取り組んでいきます。
- 大規模住宅団地として整備されたコモアしおつ地区については、人材の多様性と既存の自治活動を踏まえ、地域コミュニティの中で相互扶助する組織の立ち上げ支援、地域の魅力づくりの核となるコミュニティビジネスの育成・支援、人材の活用など、多世代共生型の居住誘導及び今後の顕著な高齢化を見すえた支援の充実に努めていきます。

(3) 道路交通網と公共交通体系を構築する誘導施策

●市街地幹線道路の整備推進による道路交通網の構築と交通拠点の機能強化

- ・居住誘導区域の設定にあたっては、交通機能に関して次のような位置づけをしており、これらを推進するためには、道路交通ネットワークの基盤となる市街地内幹線道路網の確立が不可欠となっています。

■居住誘導区域設定における交通機能に関する位置付け

●上野原中心拠点地区居住誘導区域

- ・上野原中心市街地：市街地内道路交通体系の確立と鉄道駅へのアクセス向上 など
- ・上野原駅周辺：駅を核とした交通結節機能の強化、中心市街地や周辺地域とのアクセス機能の強化 など

●コモアしおつ地区居住誘導区域

- ・公共交通による市街地間のアクセス機能強化、四方津駅利用圏域の連続的なバリアフリー整備 など

- ・本市の市民の移動手段は、車に依存したライフスタイルが浸透しており、公共交通等の交通手段の選択肢を広げるためには、その基盤となる都市の骨格軸である道路網が確立されていることが重要です。しかし、本市の都市計画道路は1路線 122mの整備のみとなっており、幹線道路の整備が最優先課題となっています。そのため、南大通り線をはじめとした都市計画道路の見直し・再編を検討し、誘導区域に必要な主要幹線道路の早期整備に取り組み、道路交通網の強化を図ります。
- ・JR 中央本線上野原駅と四方津駅は、都市機能誘導における交通結節点としての重要な役割を担うことから、本市の交通拠点として周辺アクセス道路の整備をはじめ、適切な機能誘導に努めていきます。

●「上野原市地域公共交通網形成計画」との整合・連携

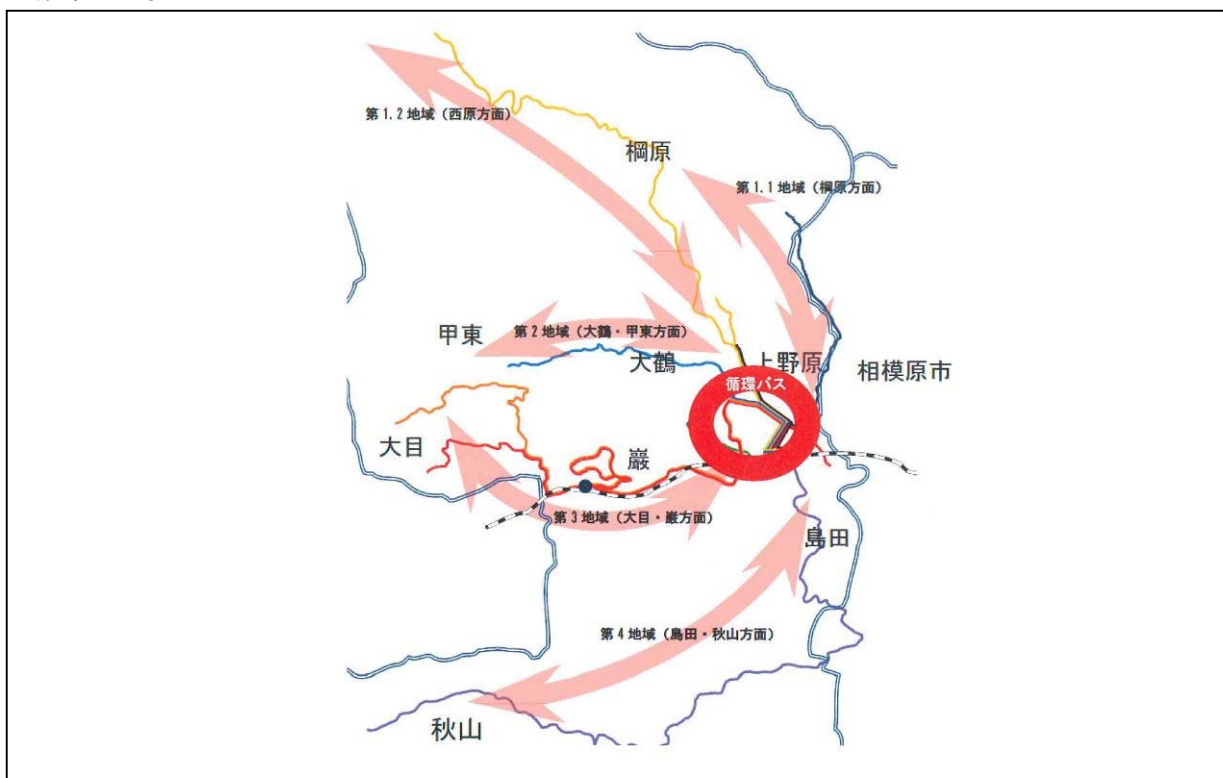
- ・「上野原市地域公共交通網形成計画」では、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上に向け、まちづくり等の地域戦略と一体となった地域公共交通網に関する諸々の施策を示しています。
- ・本計画においても、持続可能な地域公共交通の確立を目指し、これらの施策との整合・連携を図り、交通弱者をはじめ、市民誰もが容易に中心市街地や主要施設へアクセスできるような、公共交通の再編による移動手段の確保と、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。

■地域公共交通網の形成に向けた目標及び実施事業(計画の要旨を抜粋)

1.地域公共交通の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ①公共交通の役割分担の明確化(路線バスとデマンドタクシー、タクシーとデマンドタクシーの役割分担の明確化) ②新たな公共交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通再編事業 <ul style="list-style-type: none"> →<u>中心市街地における循環バスの導入(市役所⇄上野原駅⇄総合福祉センター⇄市立病院⇄市役所)</u> ・スクールバスの活用(移動手段の選択肢を増やす取り組み) ③乗継・待合環境の整備(まちづくり施策と連携した交通拠点の整備 など) ④車両の規格の検討 ⑤ニーズを把握する仕組みの構築 ⑥その他、利便性の向上に資すること(鉄道事業者との連携 など)
2.地域公共交通の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ⑦わかりやすい情報発信 ⑧公共交通利用への転換促進(市内起業等への通勤手段の変更などの協力依頼、高齢者の運転免許証の返納促進) ⑨その他、利用の促進に資すること(利用促進の仕組みづくり など)
3.持続可能な地域交通の確立 <ul style="list-style-type: none"> ⑩地域への公共交通の現状の発信 ⑪地域で公共交通を「創り、守り、育てる」意識の醸成 ⑫採算性の向上(各種補助制度等の活用 など) ⑬その他、持続可能な地域公共交通の確立に資すること

[出典:上野原市地域公共交通網形成計画(平成30年3月、上野原市)]

■循環バス導入のイメージ



[出典:上野原市地域公共交通網形成計画(平成30年3月、上野原市)]

●公共交通体系の構築

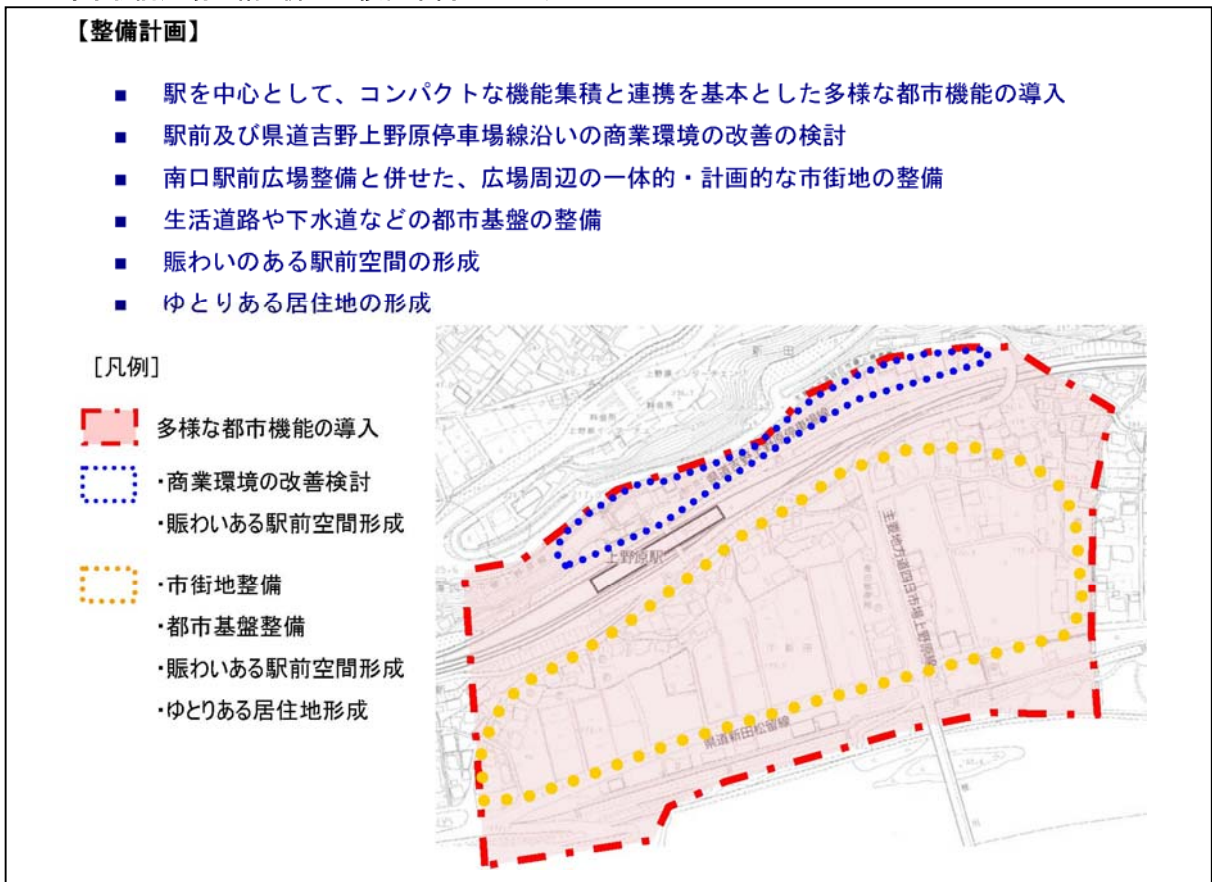
- 公共交通ネットワークは、拠点間を結び、誰もが必要な機能にアクセスできる環境を整えるためには不可欠な要素です。都市機能や居住が集約された区域を公共交通で結ぶことは、生活サービス施設や公共交通の利用者増加につながることから、持続可能な都市経営を目指す立地適正化計画において大変重要なものです。そのため、本市における公共交通ネットワークの現状と課題を充分考慮し、持続可能な都市経営の実現に向けた施策を推進します。
- 居住誘導区域内では、行政サービス・医療・福祉・商業施設等への重点的なアクセスを強化するため、「上野原市地域公共交通網形成計画」との連携を図り、市街地内循環バスの導入により、「歩いて暮らせる生活圏」を構築します。
- 具体的な公共交通ネットワークとしては、市役所周辺の公共交通拠点整備と歩行空間の確保、上野原駅等の交通拠点と誘導区域や主要施設までの末端交通からの乗り換え利便性の向上など、公共交通によるアクセシビリティ向上を推進します。さらに、市立病院や保健福祉の拠点となる総合福祉センターふじみ、コモアしおつ地区や周辺拠点を路線バスと循環バス、デマンドタクシーが連携し相互に補完しあい結ぶ、公共交通の充実・強化に取り組みます。
- 誘導区域外の中山間地域や公共交通空白地区は、利便性の確保や地域コミュニティの維持を図るため、生活バス路線の維持とともに、デマンドタクシー等の代替交通の導入に取り組みます。

(4) 都市基盤整備の推進と市民の安全・安心を確保する誘導施策

● 都市基盤整備の推進による効果的な都市機能の誘導

- 集約型都市構造の創出に応じた必要性の高い幹線道路の整備推進とともに、都市計画道路の見直し・再編を検討します。また、骨格交通軸である国道20号については、快適な居住環境を形成するため、交通渋滞の緩和、安全な歩行空間の確保、危険な交差点の改良、良好なまちなみの整序に向け、国や地域住民とともに、バイパス化も含め整備に向けた検討を進めます。
- (仮称) 談合坂スマートインターチェンジの整備促進とともに、スマートIC周辺への民間施設の誘導を進め、広域交通の玄関口と連携した交流人口の拡大に取り組みます。
- 段丘上の中心市街地との連続性・一体性を高め、都市活力の良好な循環を図るため、「上野原駅周辺整備基本計画」に基づく面的整備により、駅を核としたコンパクトな機能集積と新たな市街地づくりを展開します。そのため、駅と中心市街地を結ぶアクセス道路の整備や公共交通網の強化など利便性の高い交通環境の創出とともに、快適で魅力ある居住環境の誘導、商業・サービス、福祉、交流・情報機能の誘導など、民間活力の導入も検討しつつ適切で効果的な機能誘導を図ります。
- また、公共交通網及び道路交通ネットワークを支える重要なインフラの一つである橋梁について、定期点検結果に基づく橋梁の適切な補修・補強対策や架け替え整備を促進します。特に、上野原駅への主要なアクセス路のひとつとなっている桂川橋については、早期の架け替えを促進します。
- 快適な生活基盤の確保と市街地居住の誘導に向け、公共下水道事業を推進します。また、地形的課題による整備困難区域については、計画の見直しを図り、合併処理浄化槽の活用など効率的な事業推進を図ります。下水道供用区域については、下水道接続の100%を目指します。

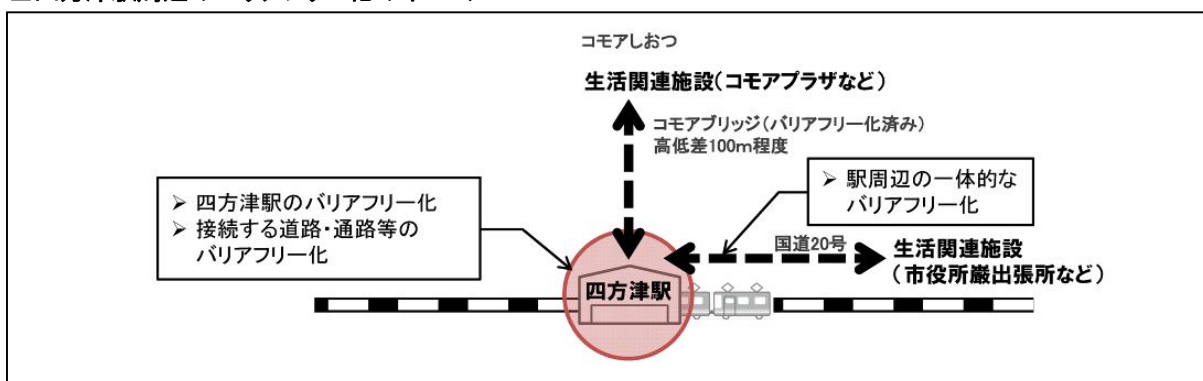
■ 上野原駅前広場整備と併せた複合市街地の形成



●歩いて暮らせる安心・安全な歩行環境の整備

- 市街地循環バスの導入等の生活交通の確保と併せ、国道20号をはじめとした幹線道路の歩道や歩行空間の整備、危険な交差点や通学路の解消、バリアフリーに配慮したみちづくりを進め、誰でも安心・安全に暮らせる歩行環境の整備を推進します。
- また、上野原中心拠点地区居住誘導区域は、後背に豊かな自然景観を擁する旧甲州街道宿場町の歴史文化を受け継ぐ地区であり、良好な資源を活かす景観の創出とともに、人が滞留し歩きたくなるような、交流人口増加の一端を担う快適な回遊ルートづくりを検討します。
- 「上野原市バリアフリー基本構想」では、上野原駅周辺と四方津駅周辺の2地区が重点整備地区に位置づけられています。上野原駅周辺は、都市基盤整備と併せた歩行空間の確保やバリアフリー整備が進められています。一方、四方津駅周辺は、今後顕著な高齢化の進行も想定し、コモアブリッジから駅までの段差解消や国道20号の歩道整備など、コモアしおつ地区との一体的・連続的なバリアフリー整備に取り組んでいきます。

■四方津駅周辺のバリアフリー化のイメージ



〔出典:上野原市バリアフリー基本構想(平成27年3月、上野原市)〕

●防災対策の強化と災害に強い居住環境づくりの推進

- 「上野原市地域防災計画」に基づく災害に強いまちづくりの推進と、バリアフリーネットワークの構築を図り、安心・安全、快適さが実感できる居住環境づくりを進めます。
- 本市の市街地は段丘上に位置し、周辺は土砂災害警戒区域が多数指定されています。また、中心市街地は狭隘道路や建物密集による火災延焼等の懸念、コモアしおつ地区は高齢化の進行による災害時の自主防災力の低下が懸念されています。
- 居住誘導区域においては、防災性の強化に向けた狭あい道路の改善や消防水利の整備とともに、「上野原市耐震改修促進計画」に基づく主要施設の耐震改修等を推進し、安全・安心な居住環境の確保に努めます。また、市街地縁辺部や公共施設周辺等の危険箇所については、優先的な急傾斜地崩壊対策事業を推進します。
- 併せて、居住誘導区域内へ居住を誘導する施策のひとつとして、土砂災害等のリスクをわかりやすく提示した土砂災害ハザードマップの周知・徹底に努めていきます。
- また、中心市街地の雨水排水対策に向け、道路整備と併せた排水路整備の推進、雨水調整池の設置や浸透枳の設置等による流出抑制の促進など、まちなかの安全な居住環境づくりを推進します。

(5) 既存ストックの有効活用と機能強化、官民連携に関する誘導施策

● 既存公共施設の有効活用

- ・総合福祉センターふじみや文化ホール等の施設は、子どもから高齢者を対象とした事業の展開を図り、多世代交流の場、協働の場を提供します。
- ・集会所や出張所については、地区コミュニティの維持や市民活動活性化の一端を担う施設として、住民が「集い、学び、結ぶ」機会の充実に努めます。
- ・学校施設については、長寿命化対策や施設の適正な統廃合に努めるとともに、耐震化された廃校施設については、災害時の避難所や健康増進機能、地区コミュニティの維持に向けたサロン活動拠点等の効果的な活用を検討します。また、学校空き教室等の活用を検討します。

● 公共施設再編による都市機能の充実強化

- ・公共施設やインフラ資産の老朽化等による更新経費等が市の財政状況に与える影響を軽減するため、「上野原市公共施設等総合管理計画」との調整・協議を図り、公共施設の複合機能化を積極的に推進し、効率的で効果的な運営管理と行政サービスの提供に努めていきます。
- ・施設再編の際は、利用状況や市民意見、広域的連携等を総合的に検討しつつ、公共施設の用途に応じて、都市機能誘導区域内の利便性の高い場所への立地誘導を検討するなど、施設の有効活用と維持管理の効率化を高め、都市機能の充実・強化を図ります。
- ・また、施設統廃合後の跡地については、地域の特性に沿った地域発展に寄与する活用を検討します。
- ・庁舎及び文化ホールについては、拠点性の維持及び効率的な運営を図ることから、現在と同様の複合化を検討します。

● 公有地・公的不動産等の活用

- ・公有地・公的不動産については、活用されていない余剰空間を積極的に活用し、日常生活サービス機能や市民活動等の場を確保します。また、拠点性を有する地区においては、民間活力の活用等により都市機能の立地・誘導を促進するとともに、国の支援制度の活用を検討します。
- ・都市機能誘導施設の立地誘導の際は、誘導施設の必要性・緊急性などを勘案しつつ、公的不動産等を活用した誘導を促進します。特に、上野原駅周辺については、都市機能の立地及び定住促進に伴う民間投資が潜在的に高いエリアであることから、都市機能誘導と併せた居住を促進します。

● 官民連携による都市機能の立地・誘導、効率的な施設運営

- ・限られた財源において、市単独による多種多様な公共施設の維持・保有の負担を軽減するため、民間による公共サービス提供の代替可能性や民間ノウハウの活用、また、周辺都市との相互利用の可能性など、適切な役割分担と広域連携による機能誘導や施設運営に取り組んでいきます。
- ・居住誘導区域において、現在不足する都市機能については、関連するサービス提供事業者等への運営支援や周知を検討し、適切な立地誘導に努めます。
- ・公共施設であっても、民間事業者による運営が行政サービスの質的向上に資すると考えられる施設については、PFI*事業などの活用を積極的に検討します。

注) *PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとった略語で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待される。

3. 立地適正化計画に関する支援制度など

本計画の推進にあたっては、次に示すような国や市による支援の十分な周知を図り、区域内への居住及び機能誘導に努めていきます。

(1) 国等が直接行う施策

市町村が立地適正化計画に位置づけた都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するため、次のような誘導施設に対する税制上の特例措置が設けられています。また、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置も講じられており、都市機能誘導区域内の誘導施設を対象に、支援限度額が引き上げられています。

■税制上の特例措置

●都市機能の外から内(まちなか)への移転を誘導するための税制	
○都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例 ・譲渡資産の譲渡益の80%について課税繰り延べ(損金算入)	
●都市機能を誘導する事業を促進するための税制	
●敷地の集約化など 用地確保の推進	○誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例 ①居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合 ・買換特例 所得税100%繰り延べ ②居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税、個人住民税の軽減税率 ・所得税原則15%を6,000万円以下の場合10%に軽減 ・個人住民税5%を6,000万円以下の場合4%に軽減 ③長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合 ・所得税原則15%を2,000万円以下の場合10%に軽減 ・個人住民税5%を2,000万円以下の場合4%に軽減 ・法人税:5%重課を5%重課の適用除外 ○都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例 ①長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合上記③に同じ ②当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合 ・1,500万円特別控除
	●保有コストの軽減
○都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例 ・5年間4/5に軽減	

■金融上の支援措置

●まち再生出資による金融支援	
○都市機能誘導区域内において行われる誘導施設または当該施設の利用者の利便の増進に寄与する施設(寄与施設)を整備する民間都市開発事業に対して出資 ・総事業費の50%または公共施設+誘導施設の整備費または資本の50%のうち最も少ない額	

(2) 国の支援を受けて行う施策

立地適正化計画の創設に合わせて次のような国の支援制度が新設・拡充されています。本市においては、都市機能立地支援事業の活用による高次都市機能を提供する民間施設立地への支援や、社会資本整備総合交付金の活用による公共交通の機能強化など、これら支援制度の活用を検討し区域内への立地誘導を推進します。

■国の主な支援制度

支援制度名	支援の概要
<p>●都市機能立地支援事業</p>	<p>○支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の整備する都市機能誘導区域内の一定の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、商業) ※三大都市圏の政令市、特別区においては高齢者交流施設 ・複数市町村で連携して立地適正化計画書作成の場合、支援を拡充 <p>○支援方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は公的不動産の賃貸料減免等による支援 ・国は民間事業者に対する直接支援 <p>○支援率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地、既存ストック活用等の場合:国 2/5 地方 2/5 相当 民間 1/5 ・その他の場合:国 1/3 地方 1/3 相当 民間 1/3
<p>●社会資本整備総合交付金 (都市機能誘導関連)</p>	<p>○支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内の一定の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、商業) ※三大都市圏の政令市、特別区においては高齢者交流施設 ・複数市町村で連携して立地適正化計画書作成の場合、支援を拡充 <p>○支援率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地、既存ストック活用等の場合:国 2/5 地方 2/5 民間 1/5 ・その他の場合:国 1/3 地方 1/3 民間 1/3 ・公共施行の場合(都市再構築戦略事業):国 1/2 地方 1/2
<p>●社会資本整備総合交付金 (公共交通施設関連)</p>	<p>○支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設(LRT、駅前広場、バス乗換ターミナル・待合所 等) ・複数市町村を結ぶ公共交通への支援を拡充 ・バス利用促進に係る駐輪場、駐車場への支援を拡充 <p>○支援率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内等:国 1/2 地方 1/2 ・その他の場合:国 1/3 地方 2/3

4. 上野原市が講じる先導的な取り組み

コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指すにあたり、本市は、道路交通網の構築が遅れている状況にあります。そのため、次のような施策に重点的に取り組んでいきます。

また、その波及効果により、居住誘導区域への居住意向を高め、空き家・空き店舗の活用につなげていきます。

【重点的に取り組む施策】

1. 道路網の再編整備

■ 国道 20 号の改善・整備

【具体的な施策】

- ・地域を交えた勉強会の開催と整備方針の検討 **【新規】**
- ・冠水等の解消に向けた整備 **【新規】**
- ・新町交差点及び新町二丁目交差点の改良 **【新規】**
- ・安全な歩行者空間の確保 **【新規】**

■ 都市計画道路の見直し・再編

【具体的な施策】

- ・都市計画道路の見直し検討

2. 公共交通ネットワークの機能強化

■ 中心市街地循環バスの充実強化

【具体的な施策】

- ・実証運行の継続(令和元年 10 月より実施)
- ・利用状況の分析と路線の見直し強化 **【新規】**

■ デマンドタクシーの機能強化

【具体的な施策】

- ・運行本数の増加や土日運行の検討 **【新規】**
(平日運行に関しては平成 23 年 10 月より実証実験開始、平成 25 年 10 月より運行開始)
- ・路線バスへの乗り継ぎのための待合環境の整備 **【新規】**

■ 四方津駅周辺のバリアフリー整備の推進

【具体的な施策】

- ・昇降施設棟や連絡通路等の設置
- ・駅前の国道 20 号の歩道の整備
- ・四方津駅構内のバリアフリー化の促進

「道路網の再編整備」、「公共交通ネットワークの機能強化」により、市街地の利便性の向上を図り、その波及効果により、空き家・空き店舗の活用につなげていきます。



3. 空き家・空き店舗の活用による多世代共生型居住の促進

■ 空き家・空き店舗対策の推進

【具体的な施策】

- ・移住者住宅取得等補助事業や空き家バンクリフォーム補助事業の実施
- ・居住誘導区域における空き家等の活用や撤去に対する助成など、「空き家再生等推進事業」の活用検討(社会資本整備総合交付金等の基幹事業) **【新規】**
- ・地域経済の活性化を目的とした「空き店舗活用支援(補助)制度」の検討 **【新規】**
- ・大学の立地を活かす若者等の就業・定住促進に向けた施策の検討 **【新規】**
- ・空き家・空き店舗の活用(チャレンジショップ、サテライトオフィス、芸術家の活動の場、日常の地域コミュニティ交流の場、空き店舗のシェア、都市に近接した田舎を活かすふるさと体験のゲストハウスなど) **【新規】**
- ・空き家バンクや空き店舗バンク等によるマッチング情報の充実

第7章

計画の評価

第7章 計画の評価

1. 目標指標の基本的な考え方

立地適正化計画は、時間軸をもったアクションプランと位置づけられています。そのため、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルを適切に機能させる観点から、計画により実現しようとする、あるいは期待される効果の定量化が求められます。

本市においては、人口減少・少子高齢社会が進展する中であっても、居住誘導区域での人口密度の低下の抑制と生活サービスの維持・向上に向けた各種施策に取り組むことから、次のような「定量的な目標指標」を設定し、期待される効果の定量化を検討することにより計画の進行管理を行います。

なお、本計画は令和元年度（2019年）から20年後の令和20年度（2038年）が目標年次ですが、各施策の実績・基準値における将来指標を活用し、期待される目標指標を設定するものとします。

2. 目標指標の設定

本計画に位置づけた都市機能誘導・居住誘導を実現するための施策の展開により、期待される効果と達成に向けた分析・評価を行い、次のような定量的な目標を設定します。

【居住に関する目標】

●目標指標1:「人口密度の維持」

都市機能誘導施策の充実と居住誘導の効果により、居住誘導区域内の人口密度の維持を指標とします。

■目標指標1:「人口密度の維持」

計測対象区域 (居住誘導区域名)	面積 (ha)	平成27年(2015年)		令和20年(2038年)			
		実績値		社人研推計値 に基づく人口		誘導施策実施後 の将来目標値	
		地区内 人口(人)	人口密度 (人/ha)	地区内 人口(人)	人口密度 (人/ha)	地区内 人口(人)	人口密度 (人/ha)
上野原中心拠点地区 (上野原中心市街地)	136.76	3,535	25.85	1,771	12.95	2,750	20.10
上野原中心拠点地区 (上野原駅周辺)	8.08	192	23.76	116	14.36	200	24.75
コモアしおつ地区	49.22	3,201	65.03	3,378	68.63	3,380	68.67
計	194.06	6,928	35.70	5,265	27.13	6,330	32.62

目標指標2:「空き家の活用」

各種誘導施策の実施により、活用が図られた空き家戸数を指標とします。

■目標指標2:「空き家の活用」

計測対象区域 (居住誘導区域名)	平成 26 年(2014 年)	令和 20 年(2038 年)
	利用可能な空き家戸数 の実測値(戸)	活用が図られた空き家戸数 の将来目標値(戸)
上野原中心拠点地区(上野原中心市街地)	114	57
上野原中心拠点地区(上野原駅周辺)	4	2
コモアしおつ地区	34	17
計	152	76

【都市機能に関する目標】

目標指標3:「公共交通に関する市民満足度の向上」

公共交通サービスの再編・強化により、公共交通に関する市民の満足度が高まることを指標とします。

■目標指標3:「公共交通に関する市民満足度の向上」

計測対象区域	平成 28 年(2016 年)	令和 20 年(2038 年)
	基準値	将来目標値
市全域	15.7%	16.5%

注) * 「上野原市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査(平成 28 年 7 月実施)における「公共交通機関の利便さへの満足度」の設問において、「満足している」、「やや満足している」と回答した市民の割合の合計を基準値とします。

3. 計画の効果を確認するための指標

本計画に位置づけた都市機能誘導・居住誘導を実現するための施策の展開により、市民の満足度が向上していることを確認することにより、計画の効果を確認します。

なお、「計画の効果を確認するために指標」については、今後実施するアンケート調査において、選択肢の表現等や基準となる年次の統一が図られた段階で、将来目標値を設定し、目標指標としての位置付けを検討するものとします。

効果を確認するための指標1:「本市の住みよさを感じる市民の満足度」

本市で暮らすことへの市民の充足感・満足度の変化を確認します。

■効果を確認するための指標1:「本市の住みよさを感じる市民の満足度」

計測対象区域	令和元年(2019年)結果
市全域	53.2%

注) * 「上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けた市民アンケート調査(令和元年9月実施)における「本市は住みやすいと感じるか」の設問において、「とても住みやすい」及び「まあまあ住みやすい」と回答した市民の割合の合計を基準値とします。

効果を確認するための指標2:「子育て環境や子育て支援に関する満足度」

子育てしやすいまちに関する市民の満足度の変化を確認します。

■効果を確認するための指標2:「子育て環境や子育て支援に関する満足度」

計測対象区域	平成25年(2013年)結果
市全域	就学前児童のいる世帯:7.7% 小学生児童のいる世帯:7.5%

注) * 「上野原市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたニーズ調査(平成25年10月実施)における「上野原市の子育て環境や支援の満足度」の設問において、「とても満足」、「やや満足」と回答した市民の割合の合計を基準値とします。

第8章

計画の進行管理

第8章 計画の進行管理

1. 計画の推進に向けた取り組み体制

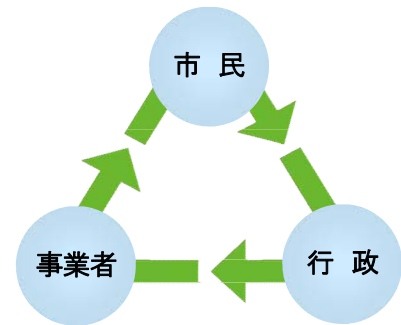
立地適正化計画は、高齢者福祉や子育て支援等の社会福祉、医療、産業振興、観光、公共交通、公共施設など、生活サービスに関わる全ての計画や事業との協議・調整が求められ、各主体が連携したまちづくりが必要となります。そのため、次のような取り組み体制等により計画の推進を図ります。

① 市民・事業者・行政などによる協働のまちづくりの推進

まちづくりの主体は、行政だけではなく、住民やNPO等の自主的な活動、住民と行政、民間事業者と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

立地適正化計画の推進に向けては、社会情勢の変化や市民のニーズに柔軟に対応しながら、市民・事業者・行政が適切な役割と責任を果たしつつ、相互連携による協働のまちづくりに取り組んでいきます。

■協働体制のイメージ



② 広域的な連携や上位計画等との調整・整合による計画の推進

市町村を結ぶ広域幹線道路等の都市基盤施設、中核的な医療体制などについては、山梨県都市計画区域マスタープランをはじめとした県が策定する上位計画において、県全体や一定の圏域における必要な施設規模や機能の分担を定めています。また、本計画で位置づける住と職、移動円滑性、福祉・医療、商業等の生活サービス機能は、周辺自治体等との結びつきが深く、広域的な圏域での連携も考える必要があります。

今後、全国的な少子高齢化や人口減少社会の進行に伴い、国や県、市の上位計画等においても、様々な方針や施策の見直しが行われることが予想されます。

本計画においても、これらの上位計画との調整・整合や、関係機関や周辺自治体との調整・連携を図り、計画に基づく適切な機能誘導が図れるよう取り組んでいきます。また、関係機関との調整・連携にあたっては、本計画に沿った適切な機能誘導が図れるよう、庁内関係各課との連携を密にして取り組んでいきます。

③ 戦略的な民間活力の導入

自治体運営の疲弊が懸念される中で、本市においても、将来的な厳しい財政状況の想定から、これまで以上に、より効果的・効率的なまちづくり手法の実施が必要不可欠となっています。

今後は、効果的な投資と効率的な行財政運営に取り組むとともに、民間事業者への直接補助が用意されている都市機能立地支援事業の積極的な活用を検討するなど、官民連携事業として、事業内容に応じた民間活力を活かしたまちづくり手法を検討し、実践していきます。

④ 関連部署の連携による都市計画区域外におけるまちづくりの検討

本市では「移住定住促進事業」や「都市農村交流事業」等により、中山間集落の地域住民とともに、地域や集落の活性化、人口減少に対応した取り組みを行っています。

都市計画区域外の既存集落のまちづくりについては、従来の土地利用制度の運用をはじめ、集落での生活に必要な機能を維持するとともに、中山間集落地域においては、前述した地域コミュニティの維持・保全及び活性化を目的とした「小さな拠点」の取り組みについて関係各課と検討を進め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「ふるさと生活圏」の構築に取り組んでいきます。

2. 先導的な取り組みの段階プログラム

本市は人口減少による都市の衰退、空き家や未利用地の散在など中心市街地の空洞化や活力低下、幹線道路の未整備や狭あい道路の多さなど、まちづくりを進める上での緊急性の高い課題も少なくありません。

この課題を解決していくためには、これまで掲げた多岐に渡る取り組みから、喫緊に取り組まなければならない先導的な施策を抽出し、地域に即したまちづくりを市民、市、民間活力により強力に推進していくことが必要です。そのため、次の施策を先導的な取り組みと位置づけ、段階的・効果的な進行管理を構築し、計画の具現化に取り組んでいきます。

■先導的な取り組みの段階プログラム

先導的な取り組み	短期 (概ね5年以内)	中期 (概ね10年以内)	長期 (概ね20年以内)
1. 道路網の再編整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●国道20号の改善・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国道20号の整備方針の検討 ・交差点の改良 (第1期：新町交差点) ・(第2期：新町二丁目交差点) ・国道20号の整備 ●都市計画道路の見直し・再編 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直し検討 	→	→	→
2. 公共交通ネットワークの機能強化			
<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地循環バスの充実・強化 ●デマンドタクシーの機能強化 ●四方津駅周辺のバリアフリー整備の推進 	→	→	
3. 空き家・空き店舗の活用による多世代共生居住の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ●空き家・空き店舗対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度等の充実 	→		

《参考》道路網、公共交通ネットワークの現状と取り組み

(1) 国道 20 号の現状と整備に向けた取り組み

① 国道20号の渋滞箇所

平成24年度に「山梨県道路交通円滑化・安全委員会」により、山梨県の主要渋滞箇所が特定されています。その中で、本市では、国道20号の5交差点が主要渋滞箇所に指定されています。

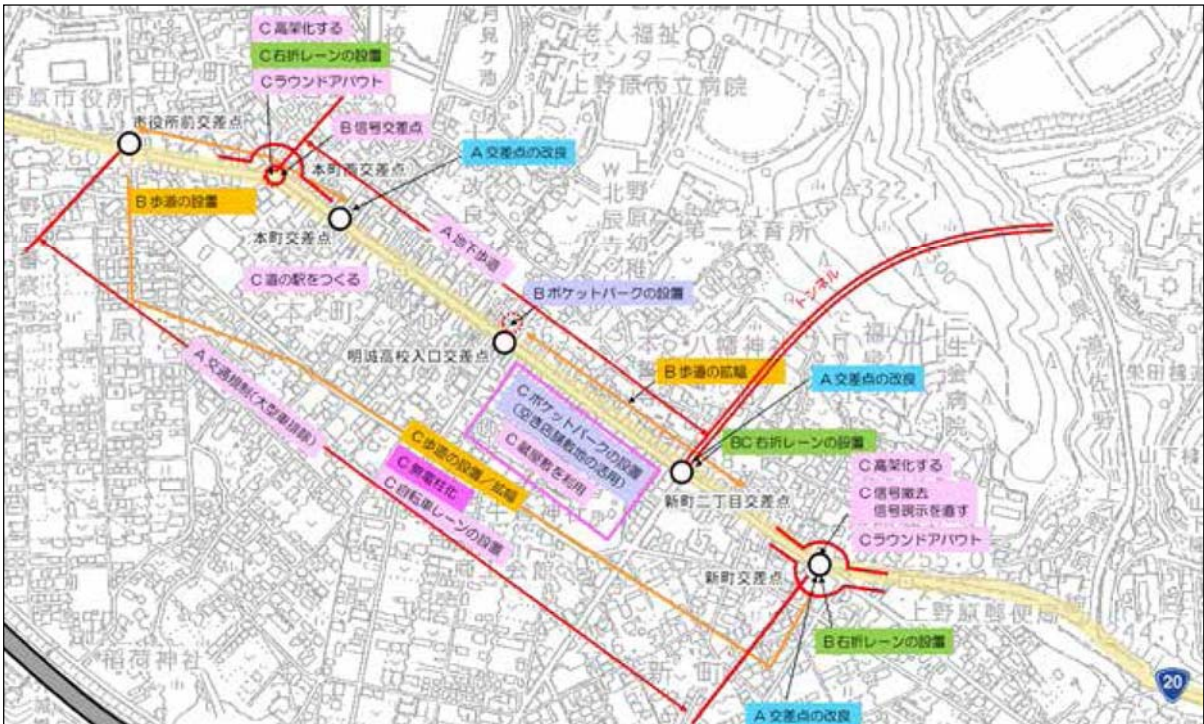
■国道 20 号(上野原市内)の主要渋滞箇所



② 「(仮称)国道20号上野原地区まちづくり検討委員会勉強会」の開催

本市では、平成26年度に住民代表、有識者、行政による「(仮称)国道20号上野原地区まちづくり検討委員会勉強会」を立ち上げ、平成28年度までの3か年に渡り、国道20号の慢性的な交通渋滞の解消や中心市街地の活性化などについて検討してきました。勉強会からは下図のような提案がなされています。

■「(仮称)国道 20 号上野原地区まちづくり検討委員会勉強会」からの提案内容

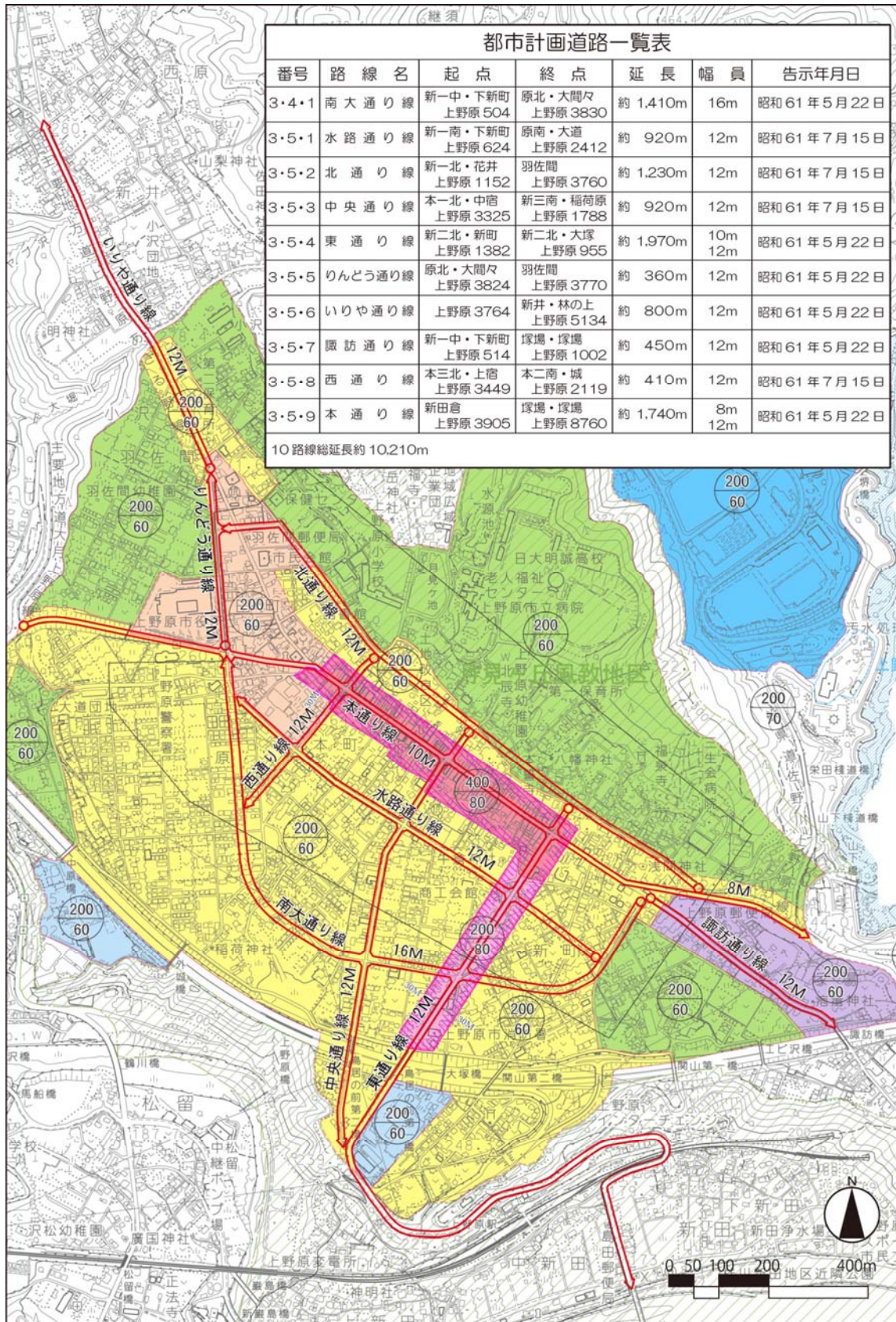


(2) 都市計画道路の現状と取り組み

① 都市計画道路の現状

本市の都市計画道路は、昭和61年に告示された現在の計画では10路線が計画決定されています。しかしながら、平地が少ない地形的な制約、既に既存建物が密集しているとともに地価が高いといった状況から、整備済み路線は、北通り線の122mのみとなっています。

■本市の都市計画道路網



② 都市計画道路の見直しに向けた取り組み

本市の都市計画道路は、昭和28年に当初の計画が決定されましたが、その後、高度経済成長期において人口増加や市街地の拡大、交通量の増加が進みました。また、平成元年度に中央自動車道上野原インターチェンジが開設されることとなり、開設に先立ち昭和61年に都市計画道路の変更や追加を行いました。しかしながら、地形的な制約や既存建物の問題などから、都市計画道路の整備は進んでいない状況となっています。

市では、実現可能な計画に変更し、計画的な整備を推進するため、平成16年3月に旧上野原町で策定した「上野原町都市計画マスタープラン」において「都市計画道路網の見直し検討及び整備促進」を位置付け、見直し案の検討等に取り組んできました。また、平成26年10月に策定した「上野原市都市計画マスタープラン」においても、「都市計画道路の見直し・整備促進」を引き続き位置付け、変更に向けて、山梨県との協議などを進めてきました。

特に、都市計画道路本通り線である国道20号については、平成26年から平成28年にかけて、市民との勉強会を開催し、整備の方向性について検討を行っています。

(3) 公共交通ネットワークに関する取り組み

① 中心市街地循環バスの運行

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成30年3月に策定した「上野原市地域公共交通網形成計画」の中で、地域公共交通の利便性向上のために中心市街地における循環バスの導入を計画しました。

計画に基づき、路線バス事業者、上野原市地域公共交通活性化協議会、上野原市の3者で協議を行い、まずは令和元年10月1日から2年間実証運行を行うこととなりました。

今後は、実証運行の中で問題を把握し、改善を図り、本格運行につなげていきたいと考えています。

■実証運行の概要

運行期間	令和元年10月1日から2年間
運行経路	上野原市役所～上野原市立病院～上野原市総合福祉センター～上野原駅市役所、巖島橋（松留）の2か所にバス停を新設し、中心市街地中心に円を描くように、全17か所のバス停を一つの系統として運行
運行時間帯、本数	平日の午前9時35分から午後3時25分までの間で、午前5便、午後5便の計10分運行
運賃	路線バスの運賃を鑑み、起点となる上野原駅南口から一番遠いバス停を上限として、最大270円に設定

② デマンドタクシーの運行

本市では、高齢者などの交通弱者を中心とする市民の移動手手段の確保、市内に点在する交通空白地帯の解消などを目的に、上野原市地域公共交通活性化協議会が事業主体となり、デマンドタクシーの運行を行っています。

これまでの経過としては、平成22年度に地域公共交通総合連携計画の策定、平成23年度に路線の指定、平成24年度に5方面で実証運行を実施しました。この経過を受け、平成25年10月から5方面での本格運行を開始し、現在に至っています。

今後は、上野原市地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施、アンケート調査で把握した市民要望の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

3. 計画の進行管理と見直し

本計画は、長期的な視点に立ち、継続的に取り組むアクションプランとしての性格があることから、都市計画運用指針において、概ね5年ごとに評価を行うものとされています。

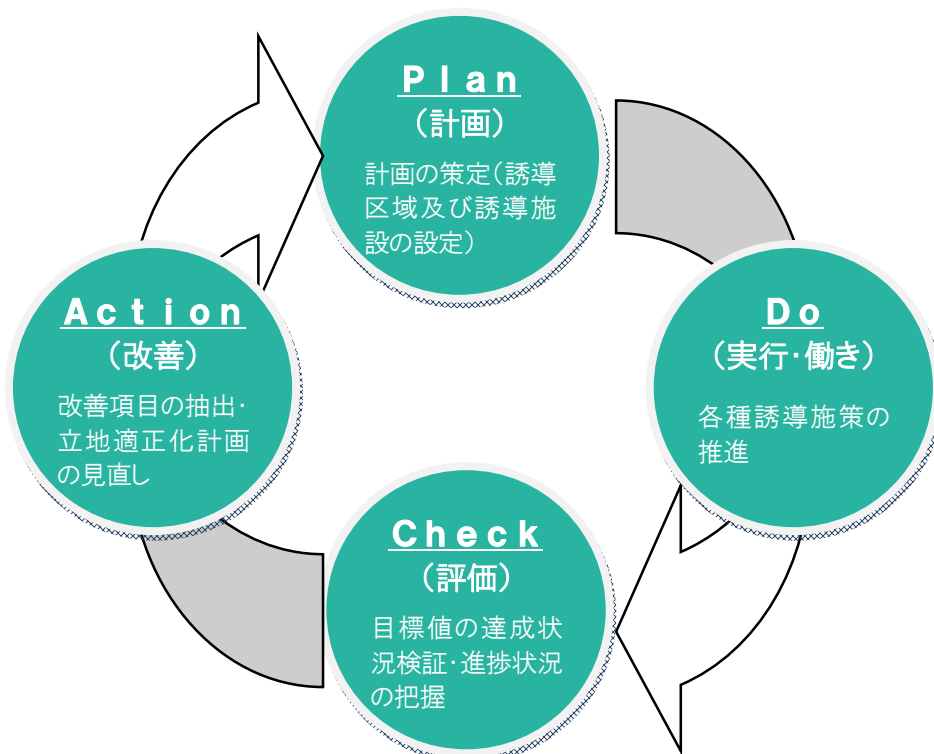
本市においても、本計画の期間内において施策の進捗状況や社会経済動向の変化を的確にとらえ、国や県、市の上位計画や関連計画の見直し等との整合を図りつつ、概ね5年ごとに計画の進捗や評価指標の状況について精査、検証を行っていきます。また、検証結果を含めた計画推進の過程においては、市を取り巻く動向や市が抱える課題、市民ニーズの変化に応じ、適宜柔軟な見直しを検討していきます。

具体的には、下記に示す PDCA サイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理を行いつつ、目標の達成を目指していきます。

■計画の進行管理と見直しの方法

- 定期的に施策・事業の実施状況について確認を行うとともに、概ね5年を1つのサイクルとして評価指標の効果を精査、検証します。また必要に応じ、立地適正化計画の改定を行います。
- 公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要であるとされていることから、担当課による所管事業の進捗管理を行うとともに、適宜、上野原市都市計画審議会等への報告を行います。

■PDCAサイクルのイメージ





・整備された上野原駅南口

参考資料

参考資料

1. 策定経過

<p style="text-align: center;">平成 29 年度</p> <p>■基礎調査</p>	<p>平成 29 年6月～ <input type="checkbox"/>策定作業に着手 <input type="checkbox"/>基礎調査の実施</p> <p>10月 ●庁内関係課ヒアリングの実施</p>
<p style="text-align: center;">平成 30 年度</p> <p>■計画立案 ■調整と協議</p>	<p>平成 30 年6月 ●平成 30 年度第 1 回庁内検討会 7月 ●平成 30 年度第 1 回策定懇話会 8月 ●平成 30 年度第 2 回庁内検討会 9月 ●平成 30 年度第 2 回策定懇話会 10月 ■国土交通省関東地方整備局との協議 11月 ■都市計画審議会 ●平成 30 年度第 3 回庁内検討会 12月 ●平成 30 年度第 3 回策定懇話会 平成 31 年1月 ■国土交通省関東地方整備局との協議 ●平成 30 年度第 4 回庁内検討会 2月 ■国土交通省関東地方整備局の現地視察 ●平成 30 年度第 5 回庁内検討会 3月 ●平成 30 年度第 4 回策定懇話会</p>
<p style="text-align: center;">令和元年度</p> <p>■調整と協議 ■立地適正化計画の決定</p>	<p>令和元年 5月 ●令和元年度第 1 回庁内検討会 6月 ●令和元年度第 2 回庁内検討会 7月 ●令和元年度第 1 回策定懇話会 9月 ■国土交通省関東地方整備局との協議 10月 ●令和元年度第 2 回策定懇話会 11月 ■都市計画審議会 12月 ●令和元年度第 3 回庁内検討会 令和2年 1月 ■上野原市議会への説明 ●令和元年度第 3 回策定懇話会 ■都市計画審議会 2月 ◇パブリックコメントの実施 ◇住民説明会の実施 ●令和元年度第 4 回策定懇話会 3月 ■都市計画審議会への諮問・答申 <input type="checkbox"/>上野原市立地適正化計画の決定</p>

2. 策定体制

(1) 策定懇話会名簿

種 別	所属等	氏 名		備 考
		平成 30 年度	令和元年度	
識見を有する者	元帝京科学大学教授	飯 島 勤		会 長
	山梨大学工学部准教授	武藤 慎一		副会長
医療・福祉関係者	上野原市社会福祉協議会 事務局長	清水 靖夫		
	上野原市主任児童委員	吉村 秀昭		
	北都留医師会 上野原地区代表	山 下 真		
商工関係者	上野原市商工会 商業部会長	小笠原 俊将		
市議会の議員	上野原市議会議員	東山 洋昭		
		川島 秀夫		
公共交通関係者	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社企画部長	美藤 文秀	筑井 裕之	
	富士急山梨バス株式会社 代表取締役社長	上 原 厚	高部 久夫	
関係行政機関の 職員	山梨県県土整備部都市計画課 まちづくり推進企画監	伊良原 仁	松沢 一賀	
	山梨県リニア交通局 交通政策課長	若尾 哲夫	三 井 一	
市 民	市民代表	柴田 眞美		
		清水 舞子		
		安藤 朱里	—	



・平成 30 年度第 1 回策定懇話会



・平成 30 年度第 3 回策定懇話会



・令和元年度第 2 回策定懇話会

(2) 庁内検討会名簿

① 平成 30 年度

課 名	担当名	氏 名	備 考
総務課	行政防災担当	山口 和裕	
企画課	政策推進担当	守屋 晴彦	
	特命地方創生担当	水越 智徳	
	特命 IJU 担当	吉田 晴信	
建設課	道路河川担当	関戸 一光	
	下水道担当	志村 信幸	
	特命スマート IC 担当	尾形 公芳	
経済課	農村地域づくり担当	石井 昇一	
	商工観光担当	渡邊 恭一郎	
生活環境課	生活環境担当	上條 貴透	
福祉課	子育て支援担当	櫻井 恵美	
長寿健康課	地域包括支援センター	井田 浩由	
	保健担当	佐渡 忠行	
都市計画課	駅周辺整備推進担当	曾 根 剛	
社会教育課	社会教育担当	岡部 桂太郎	
学校教育課	教育総務担当	安藤 哲也	

② 令和元年度

課名	担当名	氏名	備考
危機管理室	危機管理担当	渡邊 恭一郎	
政策秘書課	政策担当	卯月 正一郎	
総務課	総務担当	小俣 智明	
財政経営課	公共施設マネジメント担当	土屋 貴正	
建設課	道路河川担当	関戸 一光	～令和元年8月
		花本 弘行	令和元年9月～
	特命スマートIC担当	臼井 一則	
	駅周辺整備推進担当	曾根 剛	
産業振興課	農村地域づくり担当	石井 昇一	
	商工観光担当	佐渡 忠行	
生活環境課	生活環境担当	上條 貴透	
	下水道担当	小笠原 嘉秀	
福祉課	福祉総務担当	瀧森 哲也	
長寿介護課	地域包括支援センター	水越 智徳	
子育て保健課	子育て支援担当	久田 真弘	
	母子福祉担当	長島 雅江	
	医療保健担当	桑名 定則	
社会教育課	社会教育担当	佐藤 慎也	
学校教育課	教育総務担当	関戸 広延	

(3)事務局名簿

① 平成30年度

部 課 名	職 名	氏名	備 考
建設経済部	部 長	天野 幾雄	
都市計画課	課 長	後藤 学	
	計画担当	中村 慎	
		井上 将寿	
		久田 真弘	

② 令和元年度

部 課 名	職 名	氏名	備 考
建設産業部	部 長	天野 幾雄	～令和元年8月
建設課	課 長	関戸 一光	令和元年9月～
	都市計画担当	中村 慎	
		井上 将寿	
		加藤 直樹	

上野原市立地適正化計画

令和2年3月

発行：上野原市

編集：建設産業部 建設課

〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832 番地

TEL 0554-62-3123 FAX 0554-62-1086

URL <https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>

協力：株式会社 プレーンズ



上野原市

上野原市立地適正化計画